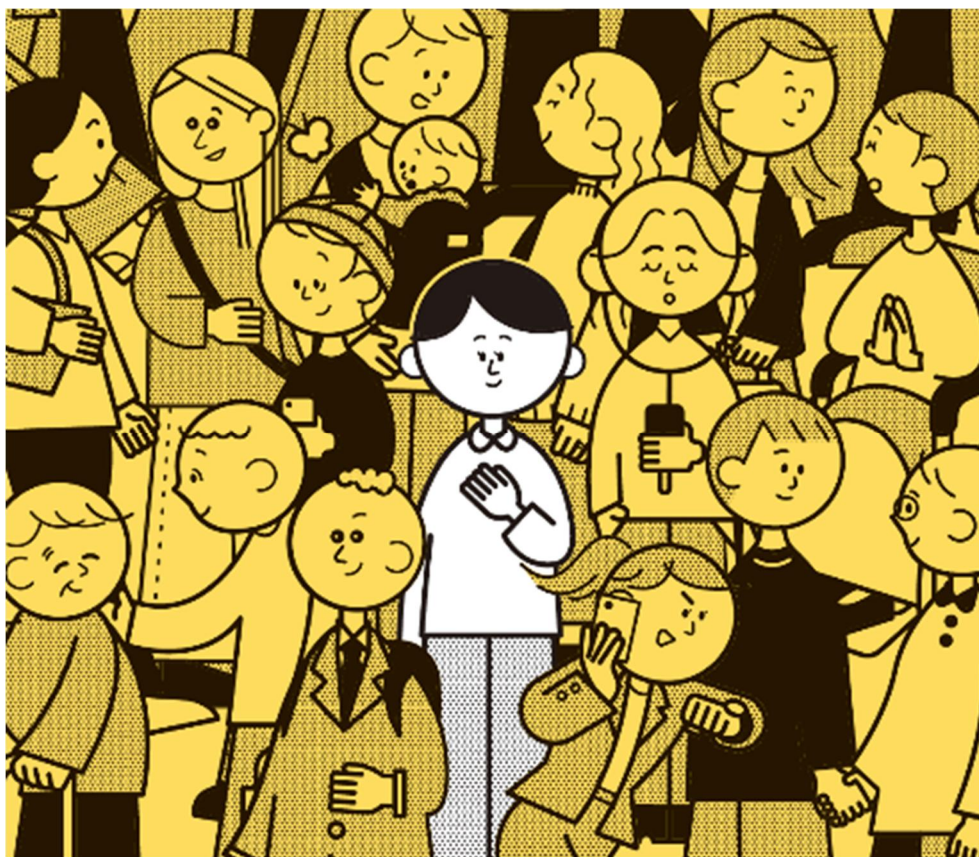


あいち人権推進プラン

希望にあふれた豊かで明るい未来に向けて



計画期間 2024 — 2028

希望にあふれた豊かで明るい未来に向けて

本県では、1997（平成9）年12月に行った「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言及び2001（平成13）年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組んできました。

しかしながら、依然として、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、インターネット上の人権侵害など様々な人権課題が存在するとともに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチの問題や、性的指向や性自認に関わる人権問題などがクローズアップされてきました。また、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権尊重の機運が高まってきました。

そうした中、本県としても、より一層、人権施策を推進していく必要があると考え、2021年8月に「愛知県の人権施策に関する有識者会議」を設置し、議論を重ねながら、条例案を練り上げ、2022年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。ただし、条例を施行しただけでは、人権施策を総合的かつ計画的に推進することができません。そこで、このたび、人権施策に関する基本的な計画として「あいち人権推進プラン」を策定しました。

本プランの策定にあたっては、「愛知県人権施策推進審議会」において、有識者から多くの御意見をいただきました。また、県民の皆様の声を聴くために、「人権啓発キャラバン」と称して、地域に出向いてワークショップを4回行いました。このようなワークショップは初の試みでしたが、多くの県民の皆様にご参加いただき、直接、人権に関する御意見を伺いながら、本プランを策定したことは大きな成果であり、貴重な御意見をいただいた皆様方に対し、深く感謝いたします。

人権が尊重された社会は希望にあふれた豊かで明るい社会です。

今後とも、県民の皆様方の御意見を伺いながら、ともに本県の人権尊重の社会づくりをめざし、希望にあふれた豊かで明るい未来を築いていきたいと考えております。引き続き、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年3月

愛知県知事
大村秀章



I はじめに

P 1

1 プラン策定の背景

2 プラン策定の基本的事項

- (1) 趣旨
- (2) 位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 策定方法

II プラン策定にあたっての基本的な考え方

P 4

1 人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

2 プラン策定の基本的な考え方

- (1) 基本目標
- (2) プランの対象者
- (3) 施策目標

III 推進施策

P 8

1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり

- (1) 愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 相談支援体制等の充実
- (4) 幅広い意見の把握
- (5) 市町村に対する働きかけ

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) インターネットによる人権侵害 | (7) 高齢者 |
| (2) 外国人 | (8) 障害者 |
| (3) 部落差別 | (9) 感染症患者等 |
| (4) 性的少数者 | (10) 犯罪被害者等 |
| (5) 子ども | (11) ホームレス |
| (6) 女性 | (12) 様々な人権課題への対応 |

3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり

- (1) 人権課題における交差性の理解促進
- (2) 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり
- (3) 交差する人権課題への対応

IV プランの推進に向けて

P40

1 期待する役割

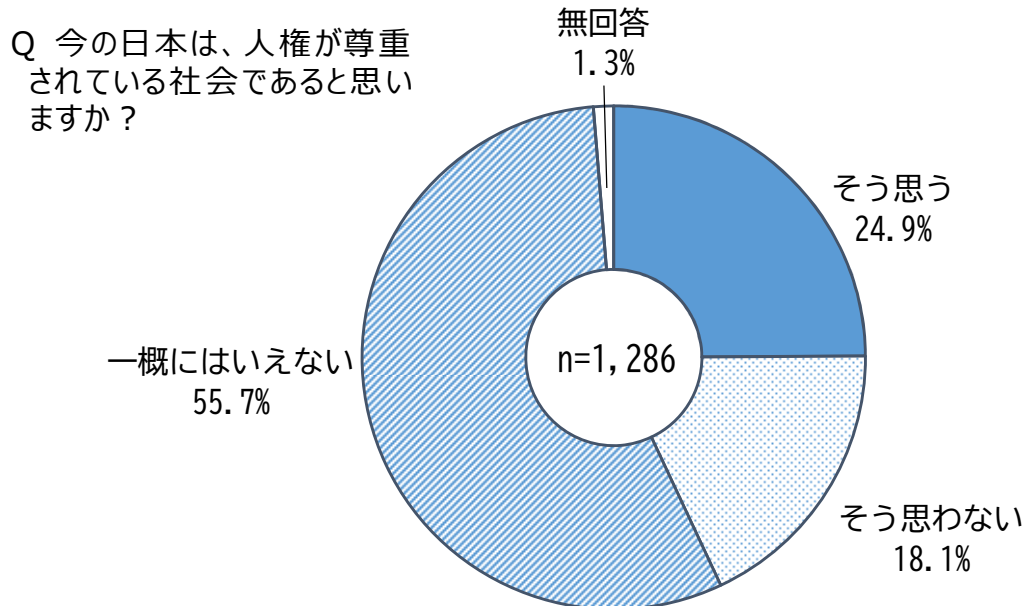
2 プランの進行管理と適切な見直し

3 実施状況の公表

参考資料

P41

I はじめに



「人権に関する県民意識調査」(2022)

1 プラン策定の背景

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs（持続可能な開発目標）といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、真の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われます。

日本における人権を取り巻く状況は厳しくなっています。その理由として、①人権侵害を受けやすい人の増加（高齢化などによる量的変化¹） ②人権に関する課題の複雑化及び多様化（重層的に生じる人権問題などによる質的变化） ③今後も新しい人権課題が次々に発生すると見込まれること² ④人権侵害の程度の深刻化³ ⑤情報社会の進展による被害の増大と回復の困難性が增大していること ⑥国際的に人権重視の傾向が強まっていること⁴ などが挙げられます。

一方で、人権教育・啓発はまだ不足していると考えられます。また、個人が人権を意識する機会があり、その重要性について抽象的、感覚的に理解しているものの、社会全体に人

¹ 認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、貧困の高齢者、外国人の増加等が見込まれる。

² 従来からの概念や対策では捉えることが困難な人権問題や要求される人権水準が上昇することによって発生すると見込まれる。また、現時点においても、孤立・孤独化、経済格差・教育格差、感染危機、経済危機、サプライチェーン管理の重要性など新しい人権課題が次々と生じている。

³ 自殺者の増加、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力事案の増加など。

⁴ 日本に対して、精神障害者に係る人権問題や外国人労働者問題の解決などが求められている。

権意識が広まっているという実感を持っていない人たちが多くいます。人権について正しく判断するための情報を、どこから得ればいいのかわからない、得る機会が身近にはないという人たちもいます。人権課題に対する知識がないことに加え、「無関心」「無意識」とこれに基づく「雰囲気」という名の同調圧力は依然として残っており、これに大きな影響を与えているのがインターネットです。インターネットは、非常に便利なツールで、多くの人が利用していますが、便利さには様々なリスクが伴い、メディアリテラシーを身につけていなければ、かえって差別や人権侵害を助長する装置として機能します。加えて、本来、多様である人たちを機械的・画一的に取り扱う傾向に拍車をかけ、個別具体的な配慮などが求められる人たちの人権擁護の推進の要請とは逆の方向に働くことが憂慮されます。また、生成 AI⁵など、目まぐるしい技術進歩の中で、人権擁護に迅速な対応が求められる場合があります。

21 世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的理念であり、私たちは、人間の自由と平等に関する基本的な問題として取り組んでいかなければなりません。全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。そして、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に 21 世紀を「人権の世紀」とするためには、人権教育・啓発を始めとする、人権尊重の社会づくりに向けての積極的な取組を行っていく必要があります。

本県は、2019（令和元）年に「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、「愛知県 SDGs 未来都市計画」を策定し、2022 年 3 月に策定した第 2 期計画では、社会面のあるべき姿として「全ての人が生涯輝き、活躍できる愛知」を掲げ、その実現をめざして取組を進めています。こうした取組が、SDGs ウォッシュ⁶と言われるような、うわべだけの取組に終わることがないように、実効性のあるものにしなければなりません。

そこで、2022（令和 4）年 4 月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」⁷を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約⁸にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」（以下、「本プラン」という）を策定することとしました。

⁵ 人間のように成果物を生み出せる AI（人工知能）のことで、画像生成 AI やテキスト生成 AI などが挙げられる。

⁶ 「SDGs」と「whitewash（うわべを取り繕う）」を組み合わせた造語で、SDGs への取り組みを行っているように見えて、その実態が伴っていないビジネスを揶揄する言葉。

⁷ 54 ページ参照。

⁸ 68 ページ参照。

2 プラン策定の基本的事項

(1) 趣旨

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

(2) 位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

(3) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

(4) 策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

愛知県人権施策推進審議会

人権の各分野の学識経験者12名で構成されている審議会において、本プランの策定に対して、2023年5月29日に知事から諮問を行い、4回の審議を経て、2024年3月14日に答申が出されました。

人権啓発キャラバン

NPO等と連携し、県内4か所（名古屋市、岩倉市、刈谷市、豊橋市）で人権について考えるためのワークショップを開催し、延べ207名の参加がありました⁹。



人権啓発キャラバンの様子

⁹ 人権啓発キャラバンを通じて出された「愛知県に取り組んでほしいこと」は、参考資料（85～87ページ）のとおり。

Ⅱ プラン策定にあたっての基本的な考え方

1 人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

（継続的な取組の推進と新たな問題への対応）

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による偏見や差別が今もあります。その一方で、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んできています。本県は、これまでの人権課題に加え、こうした新たな人権課題に対処していくとともに、複数の人権課題が交差する複合差別の問題にも取り組んでいきます。

また、時代によって、人権の内容も発展するため、私たちの周りで人権が侵害されていることに気づかなかつたり、気づいていても、どうしたら良いかわからなかつたりします。そのため、本県としては、人権に関する理解について、常にアップデートしていくための仕組みを整え、新たな手法による人権教育や時代に合った取組を進めていきます。その際、今後のデジタル社会の進行人権施策の取組へどのような影響をもたらすのか、プラス・マイナス両面を見定めながら、全ての人々にとって、安全で安心な、また、包摂的で効果的な学習環境を提供し、教育を通じて、全ての人々が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにしていかねばなりません¹⁰。

本県としては、人権課題を解消し、人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、粘り強く、継続的な取組を進めていくとともに、新たな視点を基軸に据えて施策を講じていきます。

（個人の尊厳の確保と共生社会の実現）

人権が尊重される社会を実現するためには、単に差別のない社会をつくっていくだけでは十分でなく、個人個人が自立した人間として、その尊厳が保たれなければなりません。そのためには、まず個人の自由が保障され、個性と能力が十分発揮できるよう、実質的な機会の平等が保障された社会である必要があります。

私たちは、社会において多くの人々とのつながりの中で相互依存しながら生きています。しかし、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いがあります。こうした違いを認め合った上で、多様な価値観を受け入れ、お互いの人権を尊重し、「共生」する社会をつくっていかねばなりません。

その際、忘れてならないのは、社会の中では、様々な人々がそれぞれ自分らしい生き方をしているということです。そのため、本県が取組を進める上では、少数者を尊重し、少数意見などに十分な配慮をすることに留意していきます。

¹⁰ SDGsの「目標 4 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」のターゲット（4.7、4.a）に掲げられた考え方。

（多種多様な取組の推進）

人権問題は、多種多様です。したがって、本県としては、あらゆる年齢層、職業を対象とし、幼稚園、学校、公民館などの生涯学習施設、メディア、企業、民間団体など、いろいろな場で様々な形で人権教育・啓発を始めとする取組を行う必要があります。

そうした取組には、本県が直接行うものもあれば、国、NPO 等民間団体などと連携したり、その活動を支援するものなど、様々な形態で行う必要があります。特に、人権教育・啓発は、県民一人一人の心のあり方に密接にかかわってくることに留意する必要がありますが、人権の意義やその重要性、さらには人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けることができるよう、柔軟で多面的な取組を進めていきます。

（県民の主体的な参加の促進）

県民一人一人が、知識の習得、学習を通じて人権尊重の意識を身に付け、日常生活のあらゆる機会において、人権問題を自分の問題として受け止めて具体的取組や実践をしていくことが必要です。そのため、本県としては、それぞれの家庭や地域社会、学校、職場などあらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やすとともに、皆が参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図ります。また、職場や家庭など身近なところで人権問題について理解を深めるよう、広報やインターネットでの情報提供などを積極的に行い、県民の主体的参加を促します。

（人権尊重の視点に立った行政の推進）

人権の尊重が本県の行政の根幹であることを認識し、そうした視点に立った行政を推進する必要があります。このため、本県の行政内部において、人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点に立った業務の遂行に努めます。また、人権の意義を社会に浸透させ、全ての人があらゆる場において人権についての取組を推進することができるよう、本県が行政として、直接、地域等に出向いて行う教育・啓発のほか、様々なところで行われる民間団体などの取組に対する支援を行います。

2 プラン策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、
誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」では、その前文において、あらゆる人権に関する課題を解消していくためには、「その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である」としています。そして、「私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意」するとしています。

本プランにおいても、条例の理念に従い、「相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」を基本目標とし、不当な差別を始めとしたあらゆる人権課題の解消をめざします。なお、この基本目標は、以下の3つの基本理念に分けられます。

個人の尊重

一人一人をかけがえのない存在として認め合い、個人の市民的、政治的、経済的、社会
的および文化的権利を尊重し、保護します。

多様性の承認

多様性に寛容だけでなく、多様性のもたらす文化的・経済的・社会的な豊かさを積極
的に活用していきます。

誰一人取り残されない社会

様々な視点を取り入れ¹¹、全ての住民が社会に参画する平等で公正な社会をめざします。

本県が人権施策を行うにあたっては、常にこの基本目標に向かって、ダイバーシティ（多様性）が尊重されるインクルーシブ（包摂的）な社会づくりをめざします。

(2) プランの対象者

2023年4月1日現在、本県には747.5万人の方々が住んでいるほか、通勤や通学などで本県に滞在し、活動している方々もいます（本プランにおいて、以下、「県民」という）。その中には、人権課題を抱えている方もいれば、そうでない方もいます。今、人権課題を抱えていないと思っていても、将来、抱える可能性があったり、実際に抱えていても気づいていない方もいるかもしれません。また、人権に関する課題の解消は、社会全体で取り組んでいかなければならないことから、本プランでは、全ての県民及び県内の事業者を対象に考えていきます。

¹¹ 社会に存在する様々な障壁を除去するために要求される障害分野での「合理的配慮」や男女雇用機会均等法で禁止される「間接差別」等の視点を全ての人権課題に取り入れる。

(3) 施策目標

本プランでは、基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げます。

施策目標1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかねばなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があります。国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPOなどの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

施策目標2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応＜多様性＞

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差があったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮¹²という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

施策目標3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり＜交差性＞

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっても、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っていけるような連携・協働の関係づくりを行っていきます。

¹² 障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を義務付けている。具体的には、行政機関等と事業者が事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ適当な現状の変更または調整をしなければならない。また、合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要とされている（31ページ参照）。本プランでは、こうした個別ニーズに応じて、当事者との対話を通じ、社会的障壁をなくそうとする合理的配慮の考え方は、人権分野全般にわたって必要であると考え、障害者分野以外にも取り入れるものとする。

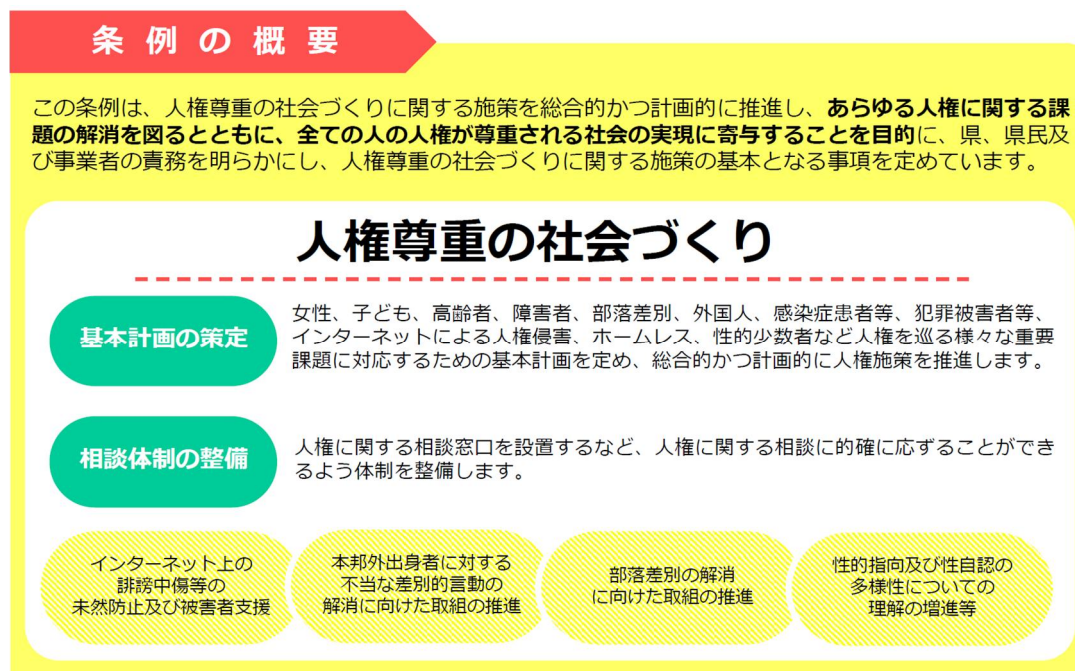
Ⅲ 推進施策

<施策体系図>

基本目標	相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることがない人権尊重の社会づくり	
施策目標	推進施策	
1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】	愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等 人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進 人権教育・啓発の推進 社会／学校等／企業等事業所 における人権教育・啓発の推進 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 相談・支援体制等の充実 人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実 幅広い意見の把握 人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催 県民との意見交換 市町村に対する働きかけ 市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進	
2 個別の人権課題への対応【多様性】	インターネットによる人権侵害 教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進 外国人 多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進 等 部落差別 部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進 等 性的少数者 安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮 子ども 子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実	女性 男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 高齢者 自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就労機会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進 障害者 障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止の推進、特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実、優生手術を受けた方に対する補償及び優生保護に係る人権問題に対する理解の促進 等 感染症患者等 ハンセン病回復者、HIV感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染者 犯罪被害者等 犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・性暴力被害者支援 ホームレス ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備 様々な人権課題への対応
3 交差する人権課題の対応【交差性】	人権課題における交差性の理解促進 交差性によって人権課題を捉える意義及び複雑かつ深刻であることへの理解促進 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり 分野や立場を超えた当事者等が連携・協働できる関係づくりの促進 交差する人権課題への対応 県の関係部局等が連携した支援及び施策の実施、国や市町村等との連携強化	

1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり

(1) 愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等



① 人権条例の普及啓発の推進

本県では、これまで「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づいて人権に関する課題に取り組んできました。しかし、それでもなお、様々な人権課題が存在していることに加え、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差拡大等の経済社会の構造の変化によって、人権に関する課題の複雑化・多様化が進んでいます。こうしたことを踏まえ、本県では、2022（令和4）年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（以下、「人権条例」という）を制定しました。本条例を実効性のあるものにするためには、県民や企業等事業所と協働して取り組む必要があるため、様々な機会をとらえ、人権条例の普及啓発を図り、趣旨や基本的な考え方などを広く周知します。

② 人権施策の総合的かつ計画的な推進

人権条例では、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等として、「基本計画の策定」「相談体制の整備」のほか、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援」「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」「部落差別の解消に向けた取組の推進」「性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等」の4つの個別規定を定めています。人権条例では、これら以外の人権課題も含め、あらゆる人権に関する課題を解消していくことをめざしています。

個別の人権課題に対する施策については、次節で取り上げますが、本プランの着実な実行や1999（平成11）年に知事を本部長として設置した愛知県人権施策推進本部の開催などにより、これら人権施策に関する取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

（２）人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、社会においても、学校等においても、企業等事業所においても必要です。また、行政職員や教職員等、特定の職業においては、特に高い人権意識が求められることから、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。

① 社会における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政を始め県民一人一人が人権に関する正しい認識を持ち、たゆまぬ努力を続けていく必要があります。そのためには、本県として、人権尊重の社会づくりの担い手である県民一人一人の積極的な取組が促進されるよう、人権教育・啓発に努めなければなりません。

人権教育・啓発は、家庭、地域社会など、あらゆる場を通じて行われることが重要であり、様々な機会を通して、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止められるようにすることが大切です。また、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことのできる人権感覚を養成することも重要です。その際、近年、注目を集めているアンコンシャスバイアス¹³といった概念も取り入れながら、正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、実践につなげられるよう、取組の充実を図ります。

人権が尊重された社会は、希望にあふれた豊かで明るい社会です。人権教育・啓発においても、そうした視点を大切にしながら、誰もが自己実現を図り、生涯にわたり充実した人生を送ることができる社会の実現をめざしていきます。

ア 家庭における人権教育の推進

近年、単独世帯やひとり親世帯が増加し、共働き世帯は専業主婦世帯を大きく上回っています。また、従来の概念に当てはまらない家族の形態も生まれるなど、多様化が進んでいます。こうした中、育児、介護、家事などへ性にかかわらず共同で取り組み、子どもの権利を守るなど、家族全員の実践を通して人権尊重の意識を育むことが重要です。そこで、本県としては、家庭で人権学習・教育を推進するため、リーフレットの作成やインターネットなど各種のメディアを利用した啓発や情報提供の充実を図っていきます。

イ 地域社会における人権教育・啓発の推進

人々の生活の場である地域社会において、全ての人が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。そこで、本県として、地域で活動する団体の果たす役割に着目し、地域社会、家庭、学校が連携して人権に関する学習、教育・啓発に取り組むことができるよう、団体の活動を支援していくとともに、地域住民の相互理解を深める各種の交流活動やボランティア活動の支援などを行っていきます。

¹³ 無意識の偏見、先入観、思い込み。

また、本県における人権啓発の拠点である、あいち人権センター¹⁴を広く周知するとともに、愛知県の人権施策全般について積極的に情報発信を行います。加えて、人権課題に関する企画展や有識者や当事者による講演会を開催するとともに、人権週間¹⁵には、新聞広告や駅貼りポスター等により、集中的に啓発を行います。地域の公民館や生涯学習センター、隣保館など、地域住民の活用できる身近な施設においては、人権教育・啓発の拠点として機能できるよう支援していきます。さらに、県民が楽しみながら人権意識を身に着けられるよう、スポーツを通じた人権啓発イベントを開催するとともに、地域での活動を促進するため、団体の活動の発表・紹介の機会を設けたり、ワークショップを行うなどの取組をしています。

なお、社会教育の場において、人権に関する学習機会の充実に努めることが重要です。そこで、効果的な学習方法や人権問題を身近なものとして理解できるよう、具体的な事例を取り上げるなどの工夫を凝らすとともに、講演だけでなく、映像など、様々な手法、媒体を用いて学習機会を充実させ、人権に関する学習の振興、教育・啓発に努めます。

ウ 指導者等の養成・活用

地域社会における人権教育・啓発にあたっては、それを促進する指導者やファシリテーター¹⁶の養成が重要です。そこで、地域社会に戻ってからの教育・啓発等にも役立つよう、プログラム内容を工夫した指導者養成研修を実施するなど、様々な機会を捉えて、各市町村及び地域における人権教育・啓発の要となる人材を育成します。また、国、NPO 等民間団体で人権活動をすでに行っている人材を把握し、各種人権教育・啓発活動に活用できるようにします。

②学校等における人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所（以下「学校等」）においては、幼児児童生徒一人一人がお互いに違いを認め、相手を尊重して、それぞれの良さや可能性を発揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが重要です。また、学校等における人権教育は、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成することや、発達段階に応じて、人権の問題に関する正しい認識と理解を深め、基本的人権に対する意識と自覚を高めることに重きを置いています。いじめの問題など対応を改善すべき課題も少なくありません。さらに、グローバル化や高齢化が進む中で、外国人や高齢者などを含めたあらゆる人々の人権についてより積極的に考え、正しく判断し、それを大切にする意識を育てることが重要です。そのため、県立の学校等においては、直接的に、市町村や民間が運営主体の学校等においては、運営主体に働きかけることにより、学校等に

¹⁴ 愛知県が運営する人権啓発の拠点。人権関連の図書・DVD 等の閲覧や貸出し、資料の収集や閲覧、人権啓発パネルの常設展示や人権問題に関する企画展の開催、「あいち人権情報」の発行、人権に関する相談などを行っている。

¹⁵ 国際連合第 3 回総会において、1948（昭和 23）年 12 月 10 日に「世界人権宣言」が採択されたことから、12 月 10 日は、「人権デー」と定められており、法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする 1 週間（12 月 4 日から 12 月 10 日）を「人権週間」と定め、人権啓発活動を特に強化して行っている。

¹⁶ 教育、まちづくり、会議などの場において、ねらいを持ち、その場に集まる個々の思いや考えを引き出し、話し合いを活性化させ、参加者の力の発揮と協働による変化のプロセスを支援する役割を担う人のこと。

おける人権教育を推進していきます。

ア あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

本県では、「基本的な人権を尊重する精神のかん養と実践力の育成」を目標に進めてきた同和教育の成果を踏まえ、児童生徒の発達段階や実態に即し、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進します。

学校においては、児童生徒が人権問題を自らの問題として考えて判断力や実践力を身に付けることができるよう、体験・参加型の学習を取り入れるなど、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努めます。また、幼稚園・保育所においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。また、幼児期から生活体験や自然体験、異年齢の子どもたちとの交流等様々な体験の機会を提供し、子どもたちの豊かな心情や社会性の育成に努めるとともに、生命を大切にする教育の充実に努めます。さらに、大学では、人権に関する幅広い教育活動の実施に努められるよう、適切な情報提供に努めるとともに、大学のリソース等を活用しながら、一貫した取組ができるよう、幼稚園・保育所・小・中・高等学校・大学が連携を図り、発達段階を考慮した系統的な人権教育の充実に努めます。

イ 教職員・保育士の資質向上を図る研修等の充実

人権教育を推進していくには、教職員・保育士が豊かな人権感覚を身に付けて子どもたち一人一人に接することが大切です。教職員・保育士が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、県や学校等において、校長・教頭・園長研修や初任者研修を始めとして、職務や経験年数に応じて、教職員・保育士の研修を計画的かつ継続的に実施します。また、その前提として、教職員・保育士の人権を尊重した職場づくりを推進していきます。

さらに、各学校における人権教育がより一層効果的に推進されるよう、本県として、研究指定校等の実践的な取組や研究の成果などを全県的に紹介し、各学校における指導方法・内容の改善や充実に努めます。

ウ 家庭、地域との連携

単独世帯やひとり親世帯の増加、婚姻関係の変化など、家族の形態は多様化してきており、地域においても外国人の増加などにより多様化が進んできています。人権教育を一層充実させるためには、こうした状況を踏まえる必要があることから、本県では、家庭や地域社会との連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に生かすとともに、人権教育の正しい認識と理解が一層深まるよう教育・啓発活動の充実に努めます。また、いじめなど児童生徒の人権にかかわる重大問題に対しては、各学校で組織的にその解決に当たるとともに、家庭や地域社会と連携してその発生の防止と問題の解決に当たります。

③ 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

企業等事業所は、文化や社会生活の向上に大きな影響力を持っており、豊かな社会づくりに貢献する責任を担っています。その一方で、人権に関して取り組むべき多くの課題が

あります¹⁷。こうした中、男女の均等な機会・待遇の確保、職業選択の自由、採用にあたっての統一応募用紙の採用や公正採用選考人権啓発推進員の設置などの取組が進んできています。しかし、2020（令和2）年に国において「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されたこともあり、企業等事業所においては、人権に関する対応方針の策定や人権デュー・ディリジェンス¹⁸の導入など、これまでよりも、より一層、人権課題に取り組み、人権意識の高揚を図っていくことが望まれます。また、職場は、労働を通じた社会参加の場であり、私たちの重要な生活の場でもあります。したがって、公正な採用や待遇、明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境の整備を推進する必要があります。そのため、本県としては、人権課題への取組や職場環境の整備などを企業等事業所に働きかけます。

ア 関係団体と連携した主体的な取組の推進

企業等事業所は、人権尊重の社会づくりの主体です。また、事業活動を行う上で、仮に当該事業そのものが直接に人権侵害を起こすことがないとしても、サプライチェーン¹⁹及びその他のビジネス上の関係において、間接的に負の影響の原因となったり、負の影響を助長したりする可能性があるため、そのリスクをしっかりと把握する必要があります。さらに、障害者差別解消法において、合理的配慮の提供義務が行政機関等だけでなく、2024（令和6）年4月から企業等事業所においても義務化されます。そこで、本県としては、様々な機会を捉えて、条例の理念を広めていくとともに、経営者団体や人権に関する企業連絡会などと連携を図りながら、企業等事業所の自主的、主体的な取組を促します。また、国内外の先行事例を参考にしながら、職場において多様性を認め合うための方策²⁰について、検討していきます。

イ 就業の機会均等の確保

採用方針を始め、求人（募集）活動、選考基準、選考方法、採否決定や採用後の配置などにおいて、差別のない公正な採用選考のシステムが確立されるよう、県として「人権を尊重した採用選考」のパンフレットを作成し、周知・啓発を行います。また、公正採用選考人権啓発推進員の設置を推進するとともに、企業等事業所における人権意識の高揚を図るため、公共職業安定所が実施する研修会への参加を促します。

ウ 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

企業等事業所における人権教育・啓発の推進や公正採用選考人権啓発推進員の計画的・継続的な活動を支援するため、本県として、講師の紹介、研修材料としての啓発冊子の作成・配布、研修プログラムの開発などを行います。

④ 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

¹⁷ 男女の賃金や昇任等の格差是正の問題、働く男女の仕事と生活の両立を可能とする環境整備の問題、高齢者・障害者の雇用・就業機会の確保の問題、職場内でのハラスメントや過労死の問題など。

¹⁸ 人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス

¹⁹ 製品の原材料・部品の調達から販売にいたるまでの一連の流れ。

²⁰ ドイツでは、年齢、民族的出身、国籍、性別、性自認、宗教などに関係なく、多様な可能性を認め、促進することを目的として、多様性憲章を策定し、多くの企業や自治体が参加している。また、和歌山県は、人権尊重の社会づくり協定を企業と締結し、一緒になって人権尊重への活動を進めている。

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる、行政職員等の特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発の充実に努める必要があります。また、こうした職業に従事する者は、個人情報を取り扱うことが多いことから、より高い人権意識が求められるとともに、従事する者の人権も守られなければなりません。そのため、本県が雇用する従事者に対しては直接的に、そうでない従事者に対しては、雇用主等を通じて間接的に働きかけることにより、特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図り、人権意識を醸成するとともに、人権を尊重した職場づくりに努めます。

ア 行政職員等

行政に従事する職員や公職に従事する一人一人は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、人権課題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要です。このため、県の職員については、新規採用職員を始め各階層を対象とした研修において人権教育を行うとともに、各職場においても職員が人権課題を正しく認識し、人権に配慮しながら職務が遂行できるよう系統的な職場内研修の充実に努めます。また、国や市町村の職員、公職者等については、担当部署や関係機関等と連携しながら、人権意識の向上に努めます。

イ 教職員

学校は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育内容や学校運営などにおいて広く人権の視点が重視されなければなりません。そのためには、まず、教職員自身が人権に対する正しい認識と意識をもつことが必要です。学校においては、教師と児童生徒の信頼関係に立って、子どもたち一人一人の人権を大切にされた教育活動の徹底を図るとともに、教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者として必要な知識や指導力を高めるために、全ての教職員に対して、その職務や経験年数に応じた系統的な研修の充実に図ります。

ウ 警察職員

警察職員は、公共の安全と秩序の維持に関わる職務執行にあたり、人権に配慮した適正な警察活動の遂行が必要です。このため、あらゆる機会をとらえた職務倫理教養を推進し、研修の充実に努めます。

エ 消防職員

消防職員は、その職務が住民の生命、身体及び財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、人権問題を正しく理解し人権を尊重した行動が必要です。このため、消防職員に対しては、消防学校において初任者の人権教育を充実するとともに、各職場において人権教育が継続的に実施されるように働きかけます。

オ 医療、保健関係者

医師、歯科医師、看護師、保健師、その他の医療・保健関係業務に従事する者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の命と健康を守ることを使命としています。高齢化

の進展や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化の中で、医療の質の向上に対する国民の要望はますます高まっており、業務の遂行にあたっては、インフォームドコンセント（患者に対する十分な説明と同意）の徹底やプライバシーへの配慮、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められています。このため、学校・養成施設における人権教育・啓発の充実を働きかけるとともに、医療、保健関係団体に対しても人権教育・啓発への積極的な取組が行われるよう促します。

カ 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、社会福祉施設職員、その他福祉関係の業務に従事する者は、高齢者、障害のある人、子どもなどに対する生活相談や介護などの業務に直接携わる立場にあります。そのため、個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持ち、社会的・経済的に不利な状況に置かれている人々の自立と自己実現を援助するという役割を果たしていかなければなりません。これら福祉関係従事者の人権意識の普及・高揚を図るため、学校、養成施設における人権教育・啓発の充実や、福祉関係団体等に対する人権教育・啓発への積極的な取組の促進などの働きかけを行っていきます。

キ マスメディア関係者

現代社会においても、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアは、社会に対し大きな影響力を持っており、その果たす社会的な役割も大きなものがあります。マスメディアに従事する関係者に対して、人権教育・啓発のための自主的な取組がなされるよう適切な情報提供に努めます。

（３）相談・支援体制等の充実

①人権に関する総合的な相談窓口の充実

本県では、これまで人権課題に応じて様々な相談窓口を設置し、県民からの相談に対応してきました。しかし、人権課題は、内容が複雑多岐にわたり、また、明確に分野ごとに分けられない場合もあります。そのため、人権課題を抱える県民の相談に迅速かつ的確に対応できるよう、解決のための入り口として、人権に関する総合的な相談窓口を「あいち人権センター」内に設置し、関係機関と連携しながら、包括的・重層的に人権相談を行います。また、人権課題は、法的な問題も絡むことから、県弁護士会と連携して、弁護士による法律相談も行います。さらに、窓口で対応する人権相談員の資質向上を図るため、スキルアップ研修を実施することにより、人権に関する総合的な相談窓口をさらに充実させ、人権課題の解決に向けた支援をします。



あいち人権センターの人権相談員

②相談機関等の情報提供の充実

2022 年度に実施した「人権に関する県民意識調査」によれば、人権侵害されたと思っ

ても、公的機関（法務省・県・市町村役場等）に相談した人は 5.0%しかいませんでした。そのため、本県としては、「あいち人権センター」の一層の周知を図るとともに、県ホームページや情報誌等により、各種相談窓口の情報を県民に対して提供します。

（４）幅広い意見の把握

①人権に関する県民意識調査の充実

人権に関する意識や考え方は様々であり、本県が効果的な人権施策に関する取組を行う上では、こうした意識や考え方を把握する必要があります。そのため、人権全般に対する意識や個別の人権課題に対する意識などについて、幅広い層を対象にした県民意識調査を定期的に実施します。なお、実施にあたっては、有識者等の意見を踏まえながら、調査項目の検討や調査結果の分析等を行うことにより、より一層、充実に努めます。

②愛知県人権施策推進審議会の開催

人権課題は多岐にわたり、かつ、専門的な知識が必要とされる場合があります。そのため、本県においては、公正・中立に選任した各人権分野に長年携わっている有識者や人権擁護の実務経験者などから構成される愛知県人権施策推進審議会（以下、「審議会」という）を開催し、本県の人権施策の推進に関する重要事項について意見をうかがいます。

③県民との意見交換等

人権尊重の社会づくりの担い手である県民の方々と意見交換する機会を県として設け、そこで得られた意見等を関係部局と共有し、本県の人権施策に反映させるとともに、県民の幅広い声を紹介します。また、当事者の方々の声を聴く機会を設けるとともに、人権課題に取り組んでいる NGO や NPO と協働した取組を実施します。

（５）市町村に対する働きかけ

①市町村が行う人権施策への支援

市町村は、県民にとって、最も身近な自治体であり、きめ細かな人権施策を行うことができます。そのため、本県として、県内の市町村の人権施策を集約して情報共有を図り、市町村間の連携を働きかけるとともに、人権に関する情報提供や人権施策に対する補助金を交付することによって、市町村の取組を支援します。また、市町村においても、住民と人権に関する意見交換の機会を設けるよう促します。

②市町村の人権施策に関する計画等の策定の促進

市町村が人権施策を総合的かつ計画的に推進するためには、施策の指針となる計画などを策定することが重要です。そのため、本県から市町村に対して、人権施策に関する計画などの策定を促していきます。

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

この節では、個別の人権課題について、その対応を示しています。ただし、同じ人権課題であっても、どのような対応を求めるかは人それぞれであり、一律に決められるものではありません。人権課題ごとの個別性に留意しながら、県として、一人一人に寄り添った対応をしていきます。

なお、人権課題を個別に切り取ることによって、複合的な課題が見えにくくなってしまいますが、こうした「交差性」については、次節で取り上げます。また、切り取ることによって、その人権課題が特別なこと、あるいは、自分とは関係のないものと捉えられ、二項対立的になってしまう恐れがありますが、これらの人権課題は、誰にでも起こりうることであり、また、ちがう形で体験する可能性があることです。

こうした理解を深めることにより、個別課題として取り上げることに伴う新たな偏見や差別が生じないようにし、自らの問題として捉えられるよう留意します。

以下、個別の人権課題への対応について、課題ごとに示していきます。示す順番は、愛知県人権尊重の社会づくり条例で規定した4つの個別課題が先にきていますが、これは、条例に基づいて本プランを策定したためです。順番に関わらず、いずれの人権課題も重要なものであるとの認識のもと、各施策に取り組んでいきます。

(1) インターネットによる人権侵害

インターネットは、生活を豊かにする反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うことで、深刻な人権侵害が発生したり、社会的にも大きな影響を及ぼしたりする場合があります。インターネットは、コミュニケーションの輪を広げ、知りたい情報を得ることができ、誰でも自己表現ができるといった点で、人権の面でもプラスに働くものです。しかし、使い方によっては、人権が侵害され、つながりが分断され、言論が封じ込められかねません。そのため、国においては、権利侵害情報の発信者を特定するための手続きの簡素化を図ったり、悪質な侮辱行為に対する法定刑を重くするなどの対策をとっています。本県においても、人権条例の中で、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援」を個別に規定しており、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策を講じたり、被害者の支援を図るために必要な施策を講じることにより、インターネット上の誹謗中傷等のない社会をめざしていきます。

①教育・啓発活動の推進

県民一人一人が個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、個人情報の流出や差別的情報の掲示など人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう、本県として、積極的な啓発に努めます。また、インターネットによるいじめ問題などを踏まえ、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

②安全なインターネット環境の普及促進

県民が安全に安心してインターネットを利用できるよう、県として、有害サイト（暴力や性に関する過激な情報や表現のあるサイト）に対するフィルタリング（閲覧を遮断する機能）の普及等により、安全なインターネット環境の促進に努めます。

③モニタリングの推進

本県として、インターネット上の誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込み等がないか巡回してモニタリングを行い、インターネットの適正利用につながるよう、モニタリングを通して情報収集や分析を行うとともに、モニタリングの結果等を周知することにより、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するための啓発を行います。また、差別を助長する悪質で違法性が高いと考えられる書き込みについては、国の人権擁護機関である法務局へ削除要請を行います。さらに、市町村との情報共有及び協力体制の構築を図ります。

④誹謗中傷等の被害者支援

インターネット上の誹謗中傷等によって被害を受けた場合、気軽に相談できるよう、本県に相談窓口を設け、国の専門機関や法務局につなぐとともに、必要に応じて、弁護士による法律相談も行うことにより、被害者の支援を行います。

⑤他自治体と連携した取組の推進

インターネット上の誹謗中傷をなくすためには、法制度の壁があるため、本県だけの取組では限界があります。そこで、他自治体と連携して、国に対して、インターネット上の誹謗中傷をなくすための取組を働きかけます。例えば、プロバイダが差別を助長する書き込みを削除する場合の権利侵害の条件を緩和したり、サービス事業者自らがモニタリングを実施するよう、プロバイダ責任制限法の改正などを国に働きかけます。加えて、インターネットモニタリングを実施している他の自治体と連携し、モニタリングの効率的で費用対効果の高い方法を検討します。

(2) 外国人

今後も在住外国人の増加が見込まれる中、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。そのため、日本国憲法や日本の締結した人権諸条約の基本理念を踏まえ、在住外国人と日本人住民が一緒になって、国籍や民族などのちがいがかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会をめざします。また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下、「ヘイトスピーチ」という）については、2016（平成28）年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されました。本県においても、人権条例の中で、「ヘイトスピーチの解消に向けた取組」を個別に規定し、ヘイトスピーチ解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるため、啓発その他の施策を講じることにより、ヘイトスピーチのない社会をめざします。

①多文化共生への理解促進

在住外国人と日本人住民が、互いに多文化共生の意義や習慣や文化のちがいを理解し、在住外国人が地域社会を構成する一員として受け入れられるよう、本県として、広く県民に対する普及啓発を行います。また、在住外国人と日本人住民が交流し合える場の提

供を促進し、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

②地域日本語教育推進体制づくり

「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、本県において、日本語教育関係主体と連携しながら、「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に県内の地域日本語教育推進体制を整え、県内全ての市町村における地域の状況に応じた日本語教育の取組を推進します。また、地域日本語教育を持続的に実施していくため、初期日本語教育の指導者や学習支援者、市町村域の地域日本語教育コーディネーター等の養成に取り組むとともに、市町村等が活用できる人材養成カリキュラムや教材を作成・普及する等、地域日本語教育を担う人材の育成に取り組みます。

③在住外国人の活躍促進

在住外国人が地域の担い手として活躍できるよう、受入企業等において、来日した外国人に対する早期適応研修が実施されるよう、本県として働きかけます。また、就労を望む定住外国人への就労支援や、企業に対する相談対応等の支援を充実し、定住外国人の雇用拡大と受入環境の整備に取り組むほか、創業を希望する在住外国人に対する情報提供や相談対応により、起業を促進します。

④教育機会の確保とキャリア教育の促進

外国人の子どもが就学の機会を逸することがないように、本県として、関係機関・団体と連携して就学や進学を促す取組を推進するとともに、不就学や学齢を超過した外国人の子ども等に対して必要な配慮や支援を実施します。また、外国人学校との連携により、様々な課題について把握し、教育環境の充実を図ります。さらに、在住外国人の子どもたちが将来展望を持ってキャリア選択ができるよう、学校や地域と連携してキャリア教育を促進します。なお、学習や就職にあたっては、日本語能力が重要であることから、ライフステージに応じた言語習得の支援をするとともに、子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーション等のために重要な母語教育の推進に努めます。

⑤暮らしを支える体制の強化

在住外国人が安全・安心に生活できるよう、本県では、多言語によりわかりやすく防災情報を提供し、防災に対する知識・意識の向上を図ります。また、災害発生時に在住外国人の状況把握や迅速な情報発信が行えるよう、県、市町村、関係団体等が相互に連携・協力して情報の共有や発信を行う仕組みを構築します。さらに、在住外国人が安心して医療機関を利用できるよう、医療機関に通訳を派遣する「あいち医療通訳システム」の普及啓発に取り組むとともに、ICT の活用により対応言語の充実を図るなど、システムの利便性向上に努めます。

⑥行政・生活情報の多言語化

外国人県民が社会生活に必要な情報を分かりやすい形で迅速に入手できるよう、本県として、多言語化及びやさしい日本語の活用による、外国人県民目線に立った情報提供・発信を強化します。

⑦就労対策の推進

日本の労働慣行、労働関係の法律等の知識が少ない外国人労働者に対して、本県において、パンフレットを作成し、配布することにより、労働関係知識の周知啓発に努めます。また、外国人労働者の適正な雇用等を推進するため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を広く普及していきます。

⑧ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進

ア 公の施設に関する指針の適切な運用

県が設置する公の施設においてヘイトスピーチが行われることを防止するため、本県が2022（令和4）年に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条に規定する『公の施設に関する指針』」を施設管理者に周知し、適切な運用を図ります。

イ 概要の公表

ヘイトスピーチに関する県民及び企業等事業所の認識を深めることによりその解消を図ることを目的として、公共の場所においてヘイトスピーチが行われたと認められるときは、審議会の意見を聴取した上で、本県から、その概要（ヘイトスピーチの行われた年月日、場所＜市区町村レベル＞、表現行為の内容）を公表します。

⑨都市基盤整備の促進

外国人が安心して働き、学び、生活していくことができるよう、文化・スポーツ施設、ショッピング施設、観光地、宿泊施設など外国人が多数利用する場所で、公共サイン（案内表示等）の外国語・やさしい日本語・ピクトグラム（絵による表示）併記を進めていくなど、本県として、外国人にもわかりやすく、親しみやすいまちづくりの促進に努めます。

（３）部落差別

部落差別²¹を解決するための同和対策事業は1969（昭和44）年から一般対策に移行する2002（平成14）年まで行われていました。1996（平成8）年に出された地域改善対策協議会の意見具申では、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど、着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差が大きく改善されたとしています。しかしながら、残された課題もあり、一般対策に工夫を凝らした取組が求められています。差別意識については、着実に解消へ向けて進んでいるものの、依然として存在しており、その解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求めています。そして、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果や手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権啓発として発展的に再構成し、その中で部落差別を人権問題の重要な柱として捉えるべきであると提言しており、本県においても、こうした国の動向を踏まえ、人権教育・啓発などについて積極的に推進してきたところです。

²¹ 「同和問題」という言い方をする場合もあるが、同和対策が一般対策となり、法律や人権条例においても「部落差別」が使われていることから、本プランにおいても「部落差別」で統一する。

また、2016（平成28）年には、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されましたが、本県においても、人権条例の中で、「部落差別の解消に向けた取組の推進」を個別に規定し、部落差別に関する問題についての正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講じることにより、部落差別のない社会をめざすこととしています。なお、実際に差別事象があった場合には、人権に関する相談窓口（15ページ）により対応し、解決につながるよう取り組みます。

①部落差別に対する理解の促進

本県が部落差別の啓発を行うにあたっては、「水平社宣言」の精神²²にまで遡り、人間の尊厳を尊重することの重要性を訴えるとともに、この精神は、全ての人権課題の解決にもつながることを広く県民に伝えることにより、人権に対する普遍的な理解の促進を図ります。なお、啓発にあたっては、判例²³などを踏まえながら、県民の関心・共感を得られるような創意工夫を凝らした内容・手法を積極的に取り入れるとともに、啓発活動や研修等へ県民が参加しやすい環境づくりを推進します。また、広く県民に人権尊重の理念の重要性を伝え、効果的に人権啓発を進めるために、メディア等の積極的な活用を図ります。

②学校教育での取組の推進

若い人たちが、部落差別を正しく知るためには学校教育が大切です。そのため、本県として、指導する教職員の資質の向上に努め、感性を磨き、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、計画的・体系的な教職員研修を実施し、意識の高揚や資質の向上を図ります。

また、県内の学校において、愛知県教育委員会「部落差別を解消するための教育基本方針」に基づき、児童生徒の発達段階や地域の実態に即し、部落差別を正しく理解することにより、基本的人権の尊重を基盤とした実践的態度の育成を図り、差別や偏見をなくし、明るい社会を実現していく意欲と実践力を身に付けた児童生徒の育成に努めます。

③教育・啓発実施主体の連携・協力

教育・啓発活動は、県民一人一人に対して、様々な機会を通じて実施されることによって効果をあげるものです。そこで、本県として、国、市町村、学校、隣保館、民生委員・児童委員、人権擁護委員、企業等事業所、メディア、NGO・NPO等の啓発主体と相互に十分な連携をとり、人権啓発活動のネットワーク化を推進します。また、全国人権同和行政促進協議会を通じ、他県等との横断的な連携・協力を推進します。

④啓発指導者の育成

本県が、各市町村及び地域の人権啓発指導者に対する研修をする中で、正しく部落差別を伝え、啓発ネットワークの要となる人材を育成します。

²² 1922（大正11）年3月3日に、被差別部落の人々の解放をめざして設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられたもので、被差別部落の人々が、自らの行動で虐げられた立場からの解放と自由の獲得をめざすとともに、人間性豊かな人格完成を追求するという決意と目標がうたわれている。

²³ 「⑦インターネットを利用した差別的情報の流布の防止」参照（22ページ）。

⑤隣保館活動の充実

隣保館は、地域社会における人権啓発の住民交流の拠点として開かれたコミュニティセンターであり、相談事業、地域交流事業等が行われ、人権尊重の意識の普及高揚を図る上で効果をあげています。また、2021（令和3）年に策定した本県の地域福祉支援計画に当たる「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」でも、地域における多様な社会資源の一つとして位置づけています。そこで、本県としては、各地域の自治組織や人権・文化・福祉等の活動に関する組織との連携をとりながらその活動の充実を図ります。また、隣保館の背景には、部落差別があるため、職員がそうした背景を前提にした丁寧な対応をしていくよう働きかけます。

⑥就職・結婚等における差別の防止

1975（昭和50）年に全国の被差別部落の所在を記載した図書が秘かに販売され、多くの企業がこれを購入し、従業員採用の際に、被差別部落の人々を排除するために利用されていたことが発覚しました。以後、公正な採用選考に向けて、企業が採用の際に提出を求める応募書類から、本籍地や家族等に関する事項、宗教や支持政党等に関する事項などをなくしたり、公正採用選考人権啓発推進員を設置²⁴するなどの改善がされました。また、結婚にあたって、相手方の身元調査が行われる場合があり、実際に、被差別部落出身を理由に婚約を破棄される事件等が発生しました。こうした事件等により、身元調査は人権侵害につながることで理解されるようになり、戸籍の謄・抄本、住民票の交付や住民基本台帳の閲覧にあたっては、行政書士等の一定の資格者のみが可能となるよう法律が改正されました。しかし、それでも、調査会社からの依頼を受け、有資格者が不正に戸籍の謄抄本等を取得する場合があることから、本県の多くの市町村では本人通知制度²⁵を導入するなどの対策をとってきています。そこで、本県としては、部落差別に対する理解の促進に加え、公正な採用選考に向けて企業等へ啓発していくとともに、本人通知制度の導入を促進することにより、就職・結婚等における差別を防止します。

⑦インターネットを利用した差別的情報の流布の防止

インターネット上には、様々な情報があふれており、その中には、被差別部落への偏見や差別をあおる情報を始め、個人のプライバシーを侵害する情報も掲載されています。特に、特定の地域を被差別部落であると指摘した上で、差別的な説明とともに地図や写真、動画が掲載されるといった事例があり、2007（平成19）年には、こうした情報を掲載した者が名誉毀損の疑いで逮捕され、懲役1年執行猶予4年の有罪判決を受けましたが、いまだに動画サイトに被差別部落を投稿する事例が見受けられます²⁶。本県にお

²⁴ 本県の場合は、常時雇用する従業員の数が30人以上の事業所等に設置することとなっている。

²⁵ 住民票等の写しが不正に取得された場合または事前登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、交付された事実などを本人に通知する制度で、自治体が独自に導入するもの。本県の54市町村において、2023（令和5）年4月1日現在で不正取得時の通知制度を導入しているのは32、事前登録制は42である。

²⁶ 2023（令和5）年には、東京高裁において、被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトへの掲載について、プライバシーの侵害だとして、該当部分のサイト削除と出版禁止が命じられた。判決の際、裁判官から、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」との

いては、インターネットモニタリングを実施しており、こうした投稿を見つけ次第、法務局へ削除要請を行っています。こうした取組を強化することにより、差別的情報の流布を防止します。

⑧土地差別の解消に向けた取組の推進

不動産取引の対象となる物件が、被差別部落に所在すること等を調査したり、教えたりすることは、その土地を忌避する意識を生み出し、部落差別を助長する行為です。そのため、本県としては、不動産業団体や宅地建物取引業者を対象とした研修会の開催や聞き取り調査の実施等、土地差別の解消に向けた取組を一層推進します。

⑨えせ同和行為排除の推進

えせ同和行為は部落差別を利用して、企業等事業所、学校、宗教団体等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為は犯罪であり、差別意識の解消に向けた啓発活動の効果を一挙にくつがえし、誤った認識を県民に植え付けるなど、部落差別の解決にとって大きな障害要因となっており、これを排除することは重要な課題となっています。こうした行為を排除するため、本県のほか、名古屋法務局、県警察本部、名古屋市、愛知県弁護士会により構成している連絡会の取組をさらに充実させるとともに、えせ同和行為排除のための相談及び啓発活動を一層推進します。

(4) 性的少数者

どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのかといった性的指向（Sexual Orientation）や自分自身の性別をどのように認識しているのかといった性自認（Gender Identity）の頭文字をとったSOGI（ソギ・ソジ）は、誰もが持つ性のあり方を総称する概念です。その中には、同性愛や両性愛、あるいは恋愛感情を抱かない人たちやトランスジェンダーと呼ばれる出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人たち等²⁷が含まれますが、SOGIに対する無理解や誤解によって、差別を受けたり、社会生活上の制約を受けるなどしています。その結果、様々な場面で苦しんだり、自尊感情が低下したり、自殺率が高くなるなど、社会の中での生きづらさを抱えています。

こうしたことから、性的少数者に対して、悪意のある差別や偏見はもちろん、無意識のうちに持っている偏見や差別をなくすため、正しい理解と認識を深めるための施策を実施する必要があります。本県においては、人権条例の中で、「性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等」を個別に規定しており、性の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講じるとともに、県が行う事務や事業において、

言及があった。

²⁷ 性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人をレズビアン(Lesbian)、性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人をゲイ(Gay)、恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人をバイセクシュアル(Bisexual)と言い、それらの頭文字にトランスジェンダーの T を加えた LGBT が性的少数者を表す総称としてよく使われます。最近では、性的指向・性自認が定まっていない人やあえて定めていない人を指すクエスチョニングの Q を加えた LGBTQ を使う場合もあります。他にも、全ての性の人々が恋愛・性的対象となるパンセクシュアルや性的感情を抱かないアセクシュアルなど、様々なセクシュアリティがある。

性の多様性に配慮するよう努めることとしています。こうした取組を通じて、性的指向及び性自認に関わらず誰もが安心して過ごすことのできる環境づくりを行っていきます。

①安心して暮らせる環境づくり

性的少数者が安心して暮らすためには、県民ひとり一人が性の多様性について理解する必要があります。そのため、本県では、公的機関や民間団体等と連携し、当事者の声²⁸を踏まえた研修会や講演会等を開催するなど、性の多様性についての理解を深めるための取組を行います。また、ファミリーシップ制度²⁹の導入や相談体制の整備、情報提供の充実などを行うことにより、安心して暮らせる環境づくりをしていきます。

②企業等事業所の取組の推進

企業を取り巻く性的少数者に関する状況は大きく変わり、性的指向や性自認に関して差別するような言動やアウティング³⁰が起きないように措置が求められています。これは、当事者がいる／いないに関わらず、また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに該当する／しないに関わらず、企業等事業所の取組が求められているものです。そこで、本県では、こうした取組を推進するための情報提供や講演会などの啓発を行います。

③若者に向けた支援

性的少数者は、無理解や偏見などにより、様々な困難を抱えています。特に、若者の多くは、困難さや生きづらさを保護者に相談することができず、当事者同士でつながることも難しく、学校現場においても教職員に相談することが、なかなかできません。そのため、本県としては、若者が気軽に相談できるよう、保護者や教職員、スクールカウンセラー等に対して性の多様性に関する理解を促進するとともに、相談があった場合に、適切に対応できるよう、対応方法等に関する啓発を行います。また、身近な相談相手となり得る同年代の友だちや知人の理解を得るため、全ての若者を対象として、性の多様性に関する理解や相談先、求められる配慮などについて周知を図ります。なお、学校現場において、性的少数者の児童生徒に対して支援を行う際には、当該児童生徒の心情に十分配慮し、個別の事情に応じて必要な支援を図るよう、啓発していきます。

④ライフステージごとの対応

性的少数者は、学齢期だけでなく、ライフステージごとに課題があります。成人期になる

²⁸ 本プラン策定のために行ったヒアリングでは、「特別な対応をしてほしいと思っているのではなく、マジョリティが使っている当たり前の制度等を利用できるようにしてほしいと願っている。当たり前のことを当たり前にしてほしい」「性的少数者の困りごと＝トイレの困りごとと一括りにされていると感じる」「『外国人が増えると犯罪が増える』という意見と『トランスジェンダーがトイレを利用すると性犯罪が増える』という論調は同じで、なんとなくのイメージで語られることがある」等の声があった。また、必要以上に気を使われ、トイレを探しているわけではないのに、「多目的トイレはこちらにあります」と最初から案内されるのは、自由を奪われているようで辛く、性的少数者に対して良かれと思ってやっていることでも、当事者を傷つけてしまうことがあるということを知ってほしいという声もあった。こうした声を研修等で生かしていく。

²⁹ 様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及び子ども等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことに対して、自治体が証明書等を発行する制度。当初は、「パートナーシップ制度」として、一方または双方が性的少数者である同性カップルから始まった制度であるが、近年、同性に限定せず、異性カップルを対象とする自治体が増えてきている。子ども等の家族まで含めた制度を「ファミリーシップ制度」という。

³⁰ 本人の同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露すること。

と、性自認と異なる性別で働くストレスや福祉厚生からの排除、住居を購入しにくいといった課題、あるいは、病院で親族として認められないといった課題があります。老齢期には、パートナーの看護や望む性での治療や介護が受けられないといった課題があったり、死亡時の相続に困るといった課題があります。家族と疎遠になっている性的少数者は、孤立化する傾向にあり、そこに介護や病気等が加わると、かけ算のように困難性が増加していきます。そこで、本県としては、こうしたライフステージごとに課題があることについて、県民や企業等事業所の理解を得るとともに、当事者等と一緒に、どのような対応ができるかを検討していきます。

⑤県の事務事業における配慮

本県において、関係部局から成る「性の多様性に関する庁内連絡会議」を開催し、性的少数者関連施策について全庁的な情報共有を行うとともに、県の事務事業を見直し、性の多様性に対する配慮を行います。

(5) 子ども

近年、子どもを取り巻く環境は、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、大きく変化してきており、不登校、ひきこもり、貧困など、困難を抱える子どもの自立に向けた支援が課題となっています。そのため、「児童憲章」「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という）」「こども基本法」などの基本理念を踏まえ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、子どもたちが、ひとしく健やかに成長できるとともに、乳幼児期から子どもたちの権利の擁護が図られ、また、子どもの意見が尊重され、自立した個人として、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざします。なお、子どもたちが多くの時間を過ごすことになる学校等での取組は、県立の学校等においては、直接的に、市町村や民間が運営主体の学校等においては、運営主体に働きかけていきます。

①子どもの権利条約の普及啓発

子どもは権利の主体です。子どもの権利条約では、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざしています。学校においては、条約の趣旨を認識し、児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にされた教育や学校運営に努めるとともに、子ども自身に人権という権利があり、守られている存在だということを認知できるように努めます。また、PTA などと連携し、保護者や地域の人々への啓発に努めます。さらに、全国的に実施されている「子供・若者育成支援推進強調月間」（毎年 11 月）の運動等の中で、市町村始め関係機関に対する普及啓発を図っていくほか、県民に対し、条約の趣旨について啓発するよう努めます。

②いじめ対策等の推進

いじめは、児童生徒の人権にかかわる重大問題です。この問題を防ぐためには、幼児期から、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然

に感動する心など、豊かな人間性を育成し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の向上を図ることが重要です。そのため、学校においては、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育を行うとともに、体験的活動や集団活動などを通じた実践的な教育を行い、自分の人権だけでなく、相手の人権も尊重する態度を身に付けられるように努めます。

また、いじめ、不登校、社会生活への不適應などの課題に対応するために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーや、児童生徒等がおかれた環境に働きかけ、問題の解決に向けた支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者のための相談活動の充実を図ります。さらに、こうしたいじめ問題などへの対応については、各学校で組織的にその解決に当たるとともに、保護者や地域の人々との連携・協力の一層の強化を図ります。

ひきこもりについては、様々な要因が絡み合っていると考えられますが、ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。

③児童虐待防止の推進

児童虐待は、それを受ける子どもにも、そして虐待する親等にも深い心の傷を残すものであり、社会全体でその発生予防に努めていくことが重要です。また、児童虐待は、家庭という密室で行われることが多いため顕在化しにくい面がありますが、不幸な結末にならないためにも、早期発見・早期対応が大切であり、その対応は子どもを保護分離すれば終了するものではなく、保護した後の子どもと親等の心のケアや親子関係の修復まで行うことが必要です。そのため、本県においては、児童（・障害者）相談センターと市町村を始め、学校、医療機関、警察等、地域における様々な関係機関のネットワークを強化するとともに、児童（・障害者）相談センターの相談体制の充実を図り、児童虐待防止に努めます。

④青少年の健全育成の推進

青少年を取り巻く環境は大きく変化し、青少年の家庭や地域社会における役割意識や体験活動が乏しい状況にあります。そのため、青少年が多様な人と交流し、豊かな自然とふれあうなど社会体験、自然体験等の実体験を積み重ねることが必要であり、本県としては、地域社会において様々な体験活動が幅広く展開していくことができるよう、市町村、関係機関・団体と連携・協力し、支援していきます。また、児童買春、児童ポルノなど子どもの福祉を害する犯罪に対応するとともに、青少年の非行防止を図るため、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。

⑤ヤングケアラー支援の充実

本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーと呼ばれる子どもたちがいます。本県では、こうしたヤングケアラーを社会全体で支えていくため、市町村と協働して、ヤングケアラーに関する理解の促進や支援体制の整備に取り組みます。

⑥人権侵害を受けた子どもへの対策の推進

いじめ、不登校、児童虐待など、様々な問題で子どもたちは心に傷を受けます。そのため、本県としては、人権侵害を受けた子どもに対し、カウンセリングを行うなど、相談、支援体制の整備を図ります。また、子どもが性被害に遭う事案が後を絶たない中、国では、「こども・

若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめ、3つの強化策（加害を防止する強化策、相談・被害申告をしやすくする強化策、被害者支援の強化策）の確実な実行に向けた取組などが進められているところです。本県においても、性犯罪・性暴力の被害にあった際の相談窓口を記載したカードを県内全ての高校生に配布するなど、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を始めとする相談窓口の周知などを行っています。

⑦子育て支援の充実

近年、育児不安を抱える親等が増えていることから、保育所等に対して、地域の子育て家庭に対する相談・助言等の支援機能や子どもの人権に十分に配慮した保育などが求められています³¹。本県においても、保育所等が、こうした役割を果たせるよう、働きかけていきます。また、子育ての悩みや子育て上の必要な援助などについて、気軽に相談でき、情報が得られ、支援が受けられる体制を整備するため、こども家庭センター³²の設置運営など地域における多様な子育て支援施策の充実に向けた支援をするとともに、子育てについて地域における住民同士の交流の活発化を図るため、NPO（民間非営利組織）やNGO（非政府組織）、子育てサークルなどの地域における自主的、主体的活動を支援していきます。

（6）女性

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の理念のもと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるようになり、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

また、女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」に位置付けた様々な取組を推進し、困難な問題を抱える女性の意思が尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現をめざします。

① 男女共同参画の理解の促進

全ての人が、性にかかわらず、職場や家庭、地域社会などあらゆる分野に参画し、社会の対等な構成員として互いに協力し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消しつつありますが、性・年齢等により改善の度合いには差があり、今後も男女共同参画の重要性が正しく理解される必要があります。また、アンコンシャスバイアスによる悪影響が生じないようにする必要

³¹ 保育所においては、「保育所保育指針」において、こうした子育て支援の役割が明記されている。また、幼保連携型認定こども園は「就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設とされており、「幼稚園教育要領」にも、子育て支援の取組を進めるよう記述されている。

³² 従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持しながら一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する機関。

もあります。そのため、本県においては、あらゆる立場の人々、また子どもから大人までを対象に引続き意識啓発や情報提供を行っていきます。

県、市町村など公的機関が作成する広報・出版物については、性別によってイメージを固定した表現や、性的側面を強調した表現などにならないよう心がけ、男女共同参画の視点を取り入れたものとするよう、本県職員だけでなく、市町村職員へも周知を図ります。

さらに、インターネット等を含む各メディアは人々の意識形成に様々な形で影響を及ぼしますが、本県としては、女性の性的側面のみがいたずらに強調されたり、女性に対する暴力やそれを助長するような取扱いが行われることのないよう、表現の自由が尊重されると同時に女性の人権尊重やジェンダーの視点から、広報・出版について、公的機関はもとより各メディアにも働きかけるとともに、女性の尊厳を害する犯罪に対応します。

②女性に対する暴力の根絶

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、女性が被害者の多くを占めていることから、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。DV、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントのほか、近年、SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力が社会問題化するなど、暴力は一層多様化してきています。そこで、本県としては、性犯罪を始め、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、DV 理解のための広報・啓発の推進等により暴力の防止を図るとともに、被害者の支援に取り組んでいきます。

また、女性が被害者となる犯罪に対して、捜査の徹底を図り、取締りを強化するとともに、性犯罪等の被害にあった女性が相談をしやすく、支援を受けやすいように、担当窓口に女性職員を配置するなど、今後も被害者の心情に配慮したきめ細かな対策を行います。

③生涯を通じた健康づくりの支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や、女性特有の更年期症状を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。そこで、本県としては、国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）³³」の視pointsに配慮しつつ、男女が生涯を通じて、自らの健康を守り、また互いの健康をいたわりあうことができるよう、健康づくりを支援していきます。

④就業環境の整備・女性への就業支援

出産・育児、介護を理由に離職する女性は依然として多く、また女性は男性よりも不本意に非正規雇用に就くことが多いなど、就業分野における男女平等は、まだ十分に進んで

³³ リプロダクティブ・ヘルスとは、「北京宣言及び行動綱領」等において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

いるとは言えない状況にあります。女性が、能力に見合った公正な処遇のもと、起業、就業の継続、昇進や管理職への登用、あるいは育児や介護でいったん離職しても再就職できる環境を整備し、その個性と能力を十分に発揮し活躍できることが重要です。そこで、本県としては、多様な生き方、働き方があることを前提に、自身のキャリア形成や家庭の状況等に応じて、希望した形で働き方ができ、女性がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、相談や情報の提供、スキルアップのための学び直しの機会の提供など各種支援を行うことで、女性の就業機会の拡大に努めます。

⑤政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現に向けては、男女があらゆる分野における活動に参画することが必要であり、とりわけ、まだ十分に進んでいるとはいえない政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。また、男女がともに様々な分野に参画することにより、多様な視点・価値観を、政策や方針に取り入れることが可能となることなどが期待されています。そこで、本県としては、女性の参画が進んでいない分野においては、特に実効性のある施策を実施していくことで、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう、取組を推進します。

(7) 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重される社会の実現をめざします。

①自立促進と社会参加活動の推進

高齢者が尊厳と生きがいを持ってその人らしい生活を送るためには、その能力や価値観に応じて多様な生き方を選択できる社会づくりが必要です。そのため、本県としては、高齢者が、第二の現役世代として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、様々な形で社会活動に参加できるよう支援します。また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、生涯学習、地域づくり、ボランティア、老人クラブなどの活動を支援するとともに、高齢者と他の世代が相互に理解を深め尊重し合う社会とするため、県民への啓発活動や地域での世代間交流を進めます。

②総合的な保健福祉サービスの推進

介護が必要な状態になっても、尊厳を持って高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を送ることができるとともに、介護家族への支援が図られるような環境づくりが必要です。そのため、本県としては、介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、必要な介護サービスが、保健・医療・福祉にわたって総合的に切れ目なく利用できるよう、サービスの質・量の両面にわたる基盤整備を進めるほか、介護保険制度が利用者本位の仕組みとして定着するよう、利用者からの苦情・相談に適切に対応するための体制づくりを進めます。また、高齢者ができる限り要介護状態にならないで健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防対策を進めます。

③雇用・就労機会の確保

高齢者が能力と意欲に応じて生産活動や地域社会の様々な活動に参加することは、生きがいを持って自立した生活を実現する上で非常に大切なことです。そのため、本県では、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現に向け、継続雇用等による65歳までの雇用の確保、及び70歳までの就業確保、再就職の促進、多様な雇用・就業機会の確保のための啓発を進めます。また、農山漁村での高齢者が生涯現役として農林漁業において一定の役割を果たし、高齢者の持てる能力を十分発揮できるよう支援していきます。

④認知症施策の推進

高齢化が急速に進む中、認知症は、誰もが関わる可能性のある病気となっており、認知症について、誰もが「じぶんごと」としてとらえ、「認知症に理解の深いまちづくり」に向けた取り組みを進める必要があります。そのため、本県としては認知症や認知症の人への理解促進を図るとともに、本人・家族への支援、地域支援に関わる人材の育成、認知症高齢者の権利擁護の取り組みや、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らしを続けていくための障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取り組みの推進等、「あいちオレンジタウン推進計画」に基づき、認知症施策を総合的・計画的に展開していきます。

⑤高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待は、認知症高齢者等の要介護者が増加する一方、介護に従事する家族や養介護施設従事者等の負担が過重になってきたことなどにより、虐待件数が増加傾向にあります。そこで、本県においては、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、市町村において高齢者虐待の発生防止・早期発見・適切な支援体制整備を図られるよう、研修等を通じて支援していくとともに、高齢者虐待の事実が確認された養介護施設等に対しては、老人福祉法及び介護保険法に基づく指導等適切な対応を行います。

(8) 障害者

障害のある人の社会における完全参加と平等を確立するため、ノーマライゼーション³⁴の理念の下、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消や合理的配慮の提供の推進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

①障害者差別解消の推進

障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供など、障害を理由とする差別の解消を図る必要があります。そのため、本県としては、障害を理由とする差別はあってはならないとの認識のもと、職員が「障害を理由とする差別の解消の推進

³⁴ 障害のある人もない人も互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざすこと。

に関する対応要領」を遵守するとともに、県民に対して、障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるための啓発及び知識の普及を行い、事業者に対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に関する普及啓発を行います。また、県及び各市町村の相談窓口において相談支援を実施するとともに、県福祉相談センター及び県精神保健福祉センター等の広域相談窓口による市町村支援を行います。

②あらゆる分野の活動への参加の推進

障害のある人が地域で自立して生活し、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であり、本県においては、そのための施

生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

✕ 不当な差別的取扱いの例 ○ 合理的配慮の例

- 病院・福祉施設など：**✕ 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。
(医療従事者/福祉事業者) ほか ○ 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。
- 交通（鉄道・バスなど）：**✕ 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。
- 住まい（宅地建物取引業者）：**✕ 障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。
 ○ 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する。
- 小売店など：**○ お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。
- 飲食店など（衛生事業者）ほか：**✕ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
 ○ メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。

具体例については、事業者を所管する主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）に規定されています。また、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」でも紹介されています。



障害を理由にサービスの提供を拒否してはいけません



写真などを使った分かりやすい表現で説明するよう努めましょう

不当な差別的取扱いとは・・・

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為をいいます。

※ 正当な理由に当たる場合とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

合理的配慮の提供とは・・・

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。

※ 社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（事物、制度、慣行、觀念など）

※ 本人が意思表明をすることが困難な場合は、家族や介助者などが合理的な配慮を求めることができます。

※ 合理的配慮の提供は、代わりの方法を考えることも含めて、お互い話し合い、理解した上で、行う必要があります。

正当な理由があり、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけなくてはならない場合や、負担が重すぎるため、合理的配慮を行うことができない場合は、理由を説明し、理解を得るように努める必要があります。

事業者が繰り返し差別を行い、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣が特に必要があると認めるときは、法に基づき、報告徴収、助言、指導、勧告をすることができることとされています。また、報告を求められても従わなかったり、虚偽の報告をした場合、罰則が科される場合があります。

出典：愛知県障害者差別解消推進条例 啓発用リーフレット

策を総合的に推進していきます。また、障害者スポーツは、体力の維持・増進に、障害者アートは、自信や希望につながるとともに、障害のある人の身体能力、感性、表現の豊かさを広めることは、理解の促進に効果的であることから、障害者スポーツや障害者アートなどを始めとする社会参加活動の推進を図ります。

③総合的な福祉サービスの推進

本県においては、障害のある人が福祉サービスを必要とする場合には、その人のニーズに合った福祉サービスが利用できるよう、関係者の連携により、障害のある人の支援と自立促進のための総合的な施策を行います。また、障害のある人が差別や虐待を受けるなどの人権侵害を受けた場合、救済を図るための相談体制を充実します。さらに、障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します。

④障害者虐待防止の推進

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。そこで、本県としては、障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者、養護者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待に関する知識や虐待の防止に関する啓発を行うとともに、県の障害者権利擁護センターと市町村の障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図ります。

⑤特別支援教育の充実

特別支援教育³⁵に対しては、社会全般の障害者理解促進と障害者の社会参加に関する意識の高まりや、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等により、特別支援学校の環境整備やインクルーシブ教育システム³⁶の推進等、さらなる取組の充実が求められています。そのため、本県では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けることができるよう、学校間での幼児児童生徒の支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援体制を充実するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うことができる専門性をもった教員を育成していきます。また、人的配置や施設設備等の教育環境を充実するとともに、自立と社会参加の促進に向けた就労支援等、学校卒業後の生活が充実し、生涯にわたり生きがいをもって過ごすことができるような取組を充実させていきます。

⑥発達障害のある人に対する支援の充実

本県においては、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能を強化するための研修等を行う、愛知県医療療育総合センターに設置した「あいち発達障害者支援センター」を中心として、医療、保健、福祉、労働、教育等の各分野の関係機関の

³⁵ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

³⁶ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組み。

連携を強化し、生涯を通じて切れ目のない支援が行われるよう、総合的な支援体制の整備に取り組んでいきます。また、地域における発達障害の相談支援については、それぞれの市町村の現状やニーズに合わせた体制整備の支援をするとともに、地域支援の体制整備の中核となる発達障害支援指導者の活用を市町村に働きかけるとともに、その活動を支援していきます。さらには、地域支援体制の充実を図るために、支援者を育成・支援するとともに、身近な地域で同じ悩みを持つ人に相談できるよう、発達障害のある人の父母を対象としたピアカウンセラー養成のための事業を実施します。

⑦精神障害のある人に対する支援の充実

精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、国が新たに示した政策理念である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に取り組んでいきます。地域包括ケアシステムの構築については、精神障害者の日常生活圏域を基本として市町村において進める必要があるため、県は市町村へ必要に応じた支援を行い、地域特性を勘案した取り組みを進めます。

さらには、入院中の精神障害のある人が、地域生活へ移行し、継続していくため、支援者や関係者、医療・保健・福祉サービス従事者に対する研修を実施するとともに、グループホームの整備等による住まいの確保、日中活動の場の確保、地域における理解の促進も図っていきます。

⑧職業的自立の促進

就業を通じて社会参加することができるよう、本県では、障害のある人の働く意欲を尊重しながら、公共職業能力開発施設における技能の習得を推進するなどして、雇用の促進と就業の安定を図っていきます。また、雇用の場を確保するため、事業者に対して、適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上につながるよう、障害者雇用率の達成を推し進めるとともに、適正な合理的配慮の提供等により、職場環境の改善がなされ継続的雇用が実現するよう働きかけていきます。

⑨優生手術を受けた方に対する補償及び優生保護に係る人権問題に対する理解促進

1948（昭和 23）年から 1996（平成 8）年までのおよそ 48 年間に、多くの方々が、旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術（不妊手術）等を受けることを強いられてきましたが、2024（令和 6）年 7 月 3 日の最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、優生手術等を受けられた方に対する国家賠償が認められました。

そこで、本県としては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する補償金の支給等について、リーフレット、ポスターなど、様々な広報媒体を活用するとともに、わかりやすい印刷物を作成し、広報に取り組んでまいります。また、県で氏名や住所等を把握している対象者に対しては、個々の状況とプライバシー保護に十分配慮しながら、補償制度の説明など丁寧に対応してまいります。

憲法に違反する規定が長年にわたって執行され、誤った施策が推進されてきたことに鑑

み、このような事態を二度と繰り返さないよう、全ての県民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各部局が連携して優生保護に係る人権問題に対する理解の促進に向けた啓発や教育などの諸施策を推進してまいります。

（９）感染症患者等

①ハンセン病回復者

長く続いた隔離政策のために、ハンセン病患者は多くが隔離され、社会から遠ざけられた存在となっていました。特に、本県では、らい（ハンセン病）患者を県からなくそうとする「無癩県運動（むらいけんうんどう）」が官民一体となっていたときもありました。ハンセン病の原因である「らい菌」の感染力は弱く、かつ、仮に感染しても発病することは極めてまれな病気ですが、ハンセン病は、恐ろしい病気であるという誤解から、ハンセン病にかかった人々は、長い間、人権を侵害されてきました。

現在、隔離政策はありませんが、未だ残るハンセン病に対する偏見・差別、後遺症などのために多くの方が療養所で生活しています。また、国内での新規患者は年間数名程度ということもあり、ハンセン病患者（または入所者）を身近で知っている方は少なくなり、若い世代ではハンセン病を知らない若い世代もいます。

しかしながら、本県には隔離政策に反対し、ハンセン病患者に対して献身的な医療活動をし、人権擁護も含めた公共の福祉増進に尽くした医師³⁷がいます。こうした功績も踏まえながら、人権の観点から、ハンセン病に対する国の施策や行政が行ってきたこと、また、ハンセン病にかかった人たちの重い歴史を知っておかなければなりません。そのため、本県では、あらゆる機会を通して、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、療養所への訪問、回復者との交流を行うなどにより理解を深めていきます。

② HIV 感染者

12月1日は、WHO（世界保健機関）が定めた「世界エイズデー」であり、本県では、1993（平成5）年度から、12月1日を含む一週間を「愛知県エイズ予防強化週間」とし、集中的に予防啓発運動を実施しています。また、HIV感染者やエイズ発症者についての正しい知識が普及すれば、差別・偏見は解消されます。そのため、本県では、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、関係機関やNPOなどと協力しながら、正しい情報や知識を提供していきます。そして、様々な啓発活動に合わせて、HIV感染者やエイズ発症者に対する差別・偏見の撤廃のシンボルとされているレッドリボンの趣旨の普及を推進します。

³⁷ 小笠原登（1888年～1970年）。旧基目寺町（現あま市）に生まれる。1926（大正15）年から京都帝大（現在の京都大学）でハンセン病治療を担当。ハンセン病の発病は体質によるところが大きいこと、ハンセン病は不治ではないこと等の考えから、当時の強制隔離、断種に反対した。

③ 肝炎患者

7月28日は、WHOがウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として定めた「世界肝炎デー」です。我が国も同日を「日本肝炎デー」に設定し、国及び地方公共団体が集中的に、肝炎の予防、病気や治療に関する正しい理解が進むように普及啓発や情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が不当な差別を受けることのない環境づくりをめざすこととしています。本県においても、普及啓発等を行うとともに、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合は、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制の構築に努めます。

③ 新型コロナウイルス感染患者

本県では、「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定し、新型コロナウイルス感染症に対する対策を進めてきました。その中で、新型コロナウイルス感染症への罹患またはそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならないとしています。新型コロナウイルスは、感染症法上の位置付けが2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類へ移行されましたが、引き続き、県民の理解を深めることにより、不安の解消を図るとともに、人権への配慮を呼び掛けていきます。

(10) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害だけでなく、周囲からのいわれのないうわさや誤解による中傷、一部報道機関からの過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害といった二次被害に苦しんでいる状況にあります。そのため、2022（令和4）年に施行した「愛知県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が地域社会で安心して平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に対する各種支援や県民への理解促進のための広報啓発活動などを推進します。

性犯罪・性暴力被害は、性別に関わりなく、誰でも受ける可能性があり、その羞恥心や自責感から被害に遭ったことを他人に知られなくなかったり、加害者との関係性等から被害を訴えにくいなどの理由により、被害が潜在化しやすいとされています。そのため、相談体制の整備等の充実に努めます。

① 犯罪被害者等に対する理解の促進

犯罪被害者等が直面する様々な困難や支援の必要性について、本県では、関係機関職員及び県民の理解を促進するための啓発を行います。また、自助グループと協働した啓発活動を行います。

② 途切れることのない支援の充実

犯罪被害による経済的負担の軽減等を図るため、本県として、犯罪被害者等に見舞金などの支援を行います。また、犯罪被害者等が必要とする情報の提供、相談・カウンセリ

ングなどの支援が途切れることなく、きめ細かく実施できるよう、関係機関の連携の充実強化を図ります。また、関係機関が犯罪被害者等の直面する問題について理解を深めたり、支援の内容や相談窓口についての情報が得られるよう、「犯罪被害者支援ハンドブックあいち（初版：2009年作成）」を毎年、最新の情報に更新した上で、公表します。

③性犯罪・性暴力被害者支援

被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、本県では、被害直後からの適切かつ総合的な支援を行うワンストップ支援センターの運営を支援するとともに、被害者支援体制の推進に努めます。

（11）ホームレス

本県におけるホームレスの人数は、調査結果を見る限り、大きく減少しています³⁸が、ホームレスである期間の長期化、高齢化、自立意欲の低下といった課題があります。また、全国調査や巡回訪問では把握できないホームレス層の増加が想定されます。これら実態の把握が困難な人に対して、自立相談支援事業を実施する機関を中心とした対応が求められています。また、失業や健康問題等様々な要因により、自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされる人たちもいます。ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、差別や偏見ばかりでなく、暴行を受けるといった問題も生じています。こうしたホームレスに関する問題について、県民の理解を得ながら、必要な施策を実施します。

① ホームレスに対する理解の促進

本県では、ホームレスに対する偏見や差別意識を取り除き、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について県民の理解を促進するため、啓発活動を行います。また、相談等を通じてホームレスに対する暴力、人権侵害の事案を認知した場合には、関係機関が連携・協力して適切な解決を図ります。

② 自立支援

自立の意思があるホームレスを支援するため、本県は、ホームレスの自立支援等を行っている民間団体と連携しながら、求人の確保、職業相談の実施及び技能講習等による職業能力の開発・向上を図ります。また、安定した住居を持たない人に対しては、公営住宅の優先入居制度の活用や低廉で保証人の不要な民間賃貸住宅並びに民間保証会社に関する情報提供等により、安定した居住場所の確保を図ります。そのほか、生活健康相談などの施策を通じて、ホームレスの自立を促進します。なお、自立者の多くは生活保護を利用しているため、生活保護の適切な適用と適用後の地域生活の定着支援を行います。

③ ホームレスを生まない環境整備

ホームレスを生まない地域づくりのため、本県では、地域の支援機能の向上を図ります。また、失業状態や不安定な雇用関係にあったり、知人宅やネットカフェで寝泊まりしている等

³⁸ 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、愛知県のホームレス数は2,121人（2003年1月）から136人（2023年1月）に減少。

のホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人たちに対して、自立相談支援機関が中心となり、巡回相談等による生活困窮者の把握や支援が必要な人に対する相談窓口の周知等に努めます。相談等の結果、支援が必要な人に対して住まいや就労等の個々のニーズに合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら自立に向けたサポートを行います。

(12) 様々な人権課題への対応

(1) から (11) に掲げた人権課題の他にも、アイヌの人々に対する結婚や就職等における差別や偏見、刑を終えて出所した人や家族に対する差別や偏見、婚外子に対する差別や偏見、拉致問題、性的搾取、男性への性暴力、強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引、相手を不快にさせ尊厳を傷つけるハラスメントなどの人権にかかわる様々な問題等があるため、本県として、的確に対応していくよう努めます。

また、災害に伴う人権課題として、被災者に対して、風評による差別や偏見、いじめなどの人権侵害が発生しています。災害発生後の避難所では、プライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障害者、外国人、性的少数者等への配慮なども求められています。ただし、配慮をしなければならないと考える余り、配慮できる体制がないことをもって、避難所への入を拒否することは本末転倒です。配慮とのバランスを考慮しながら、臨機応変な対応ができるよう、本県として、教育・啓発に努めます。

住宅に関しては、高齢者、障害者、外国人等は、賃貸を断られてしまう場合があるため、本県として、居住支援の取組を推進します。また、全ての人々が、住み慣れた地域社会の一員として、安全でかつ快適な日常生活や積極的な社会参加ができる地域社会づくりを促進するため、本県として、建築物、道路、公園、公共交通機関の駅等において、段差をなくしたり、だれもが利用できるエレベーターやトイレなどを設けたりといったハード面はもとより、心のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

さらに、人権課題は、これまでの概念では捉えることができなかった問題の可視化や要求される人権水準の上昇、技術の進歩などにより、今後も次々に発生することが見込まれます。加えて、人権課題として名付けられない理由によって生きづらさを抱えている人たちもいます。人権条例は、あらゆる人権に関する課題を解消していくために制定したものであり、本県としては、こうした何らかの理由で生きづらさを抱えている人たち、あるいは、はっきりとした理由のない人たちも含め、全ての人たちが、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合えるよう、課題の解消に向けて努力していきます。一方で、個別の人権課題の解決が、他の人権課題の解決にもつながり、全ての人たちの生きやすさにつながることから、目の前にある人権課題に対しても、一步一步着実に対応していくことにより、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めていきます。

3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり

(1) 人権課題における交差性の理解促進

交差性（インターセクショナリティ）は、様々な人権課題が交差したときに起こる、差別や不利益を理解するための概念です。この概念は、アメリカにおいて、従来のフェミニズムを批判するために用いられたのが始まりで、黒人女性が受ける差別は、黒人差別と女性差別だけでは説明ができず、差別が重なり合うとそれぞれが独立した状態では生じない差別になる³⁹ということを説明したものです。また、こうした複合的な差別は、単なる足し算ではなく、それらが相互に作用し複雑に絡み合っていることから、個々の取組だけでは限界があるとされています。こうした交差性の課題は、黒人女性に対してだけではなく、他のマイノリティの女性にも適用でき、さらには、高齢者と外国人、障害者と性的少数者といった他の属性との交差性についても当てはめることができます。また、交差する属性は2つだけでなく、さらに重層化していき、重なれば重なるほど、その困難さは深刻になっていきます。

こうした交差性による差別や生活する上での困難さは、まだ、あまり知られていませんが、すでに、被差別部落における女性の課題解決に向けての取組や在日コリアンの高齢者に対する取組などが行われています。また、例えば、労働問題の相談を掘り下げていくことによって、性的指向・性自認の問題にたどり着くことも現場では経験しています。さらに、インターネットによる誹謗中傷や感染症、災害に伴って発生する人権侵害や困りごとは、マイノリティの属性を横断しており、実際の生活の場面における人権課題は、交差していることを前提にして捉えた方が現実的であり、そう捉えることによって、より適切な対応が可能となります。

人権課題が交差している部分は、お互いが一方の陰になってしまい、その困難さが、かえって見えにくくなってしまいますが、本県としては、まずは、県民や企業等事業所に対して、交差性という概念によって人権課題を捉えることの意義や交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻であることについて、周知を図り、理解を促進していきます。

(2) 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

(1) では、人権課題の捉え方として、「交差性」を取り上げましたが、このような多様で複雑な人権課題を解決するための取組は、同じ属性を持った当事者や特定の分野で活動している団体（以下、「当事者等」という）だけでは限界があります。そのため、属性や分野を超えて、当事者等の間で連携・協働し、交差して取り組む必要があります。人権課題には個別性がありますが、マイノリティであることによる差別や抑圧の経験には共通性があることから、当事者等の間でつながりを見出すことができます。そこで、本県において、課題解決に向けての「交差性」という考え方を当事者等に広めるとともに、当事者等が直接対話し交流する機会を設けることにより、ゆるやかな連携・協働の関係づくりをめざします。

³⁹ 女性も黒人も雇用しており、性差別も人種差別もしていないと主張するアメリカの企業が、黒人女性を雇用しなかったことが差別に当たると指摘された例がある。このような例は、人種差別と性差別を独立した差別であると考えてしまうと、黒人女性が経験する特有の差別を正確に把握できないという問題を示している。黒人差別は黒人の中でマジョリティである黒人男性を中心に、女性差別は女性の中でマジョリティである白人女性を中心に捉えられてしまうと、黒人女性はいずれにも該当せず、見えない存在になってしまう。

なお、性的少数者の活動を支持したり、支援する人のことをアライ（Ally）⁴⁰と言いますが、他の人権課題の分野においてもアライは必要です。その際、大切なのは、支援する／支援されるといった関係性ではなく、お互いに助け合う、認め合うといった対等な関係であることです。本県としては、共に生きるという視点に立ち、当事者等の連携・協働の関係づくりを促進していきます。

（３）交差する人権課題への対応

交差性差別や困難さに行政として対応するためには、それぞれの分野での施策を交差させ、最適解を見つける必要があります。また、そのためには、人権課題として、何が交差しているかを解きほぐす作業も必要になります。

そこで、本県においては、各分野で設置している専門機関が連携し、重層的に支援するとともに、各種相談窓口のネットワーク化を図ることにより、包括的な対応をしていきます。また、知事を本部長とする「人権施策推進本部」を中心に、関係部局と緊密な連絡調整を図り、総合的、効果的な関係施策の推進に努めるとともに、関係部局においては、本プランの趣旨を十分踏まえ、各種施策を実施していきます。さらに、法務局などの県以外の関係機関や人権擁護委員連合会、市町村等との連携強化も図っていきます。なお、こうした連携や施策を推進していくためには、関係機関や関係部局で従事する職員の交差性に対する理解が必要であり、そのための周知も行っていきます。

加えて、何が交差しているかを解きほぐすためには、当事者の声にしっかりと耳を傾ける必要があります。また、相談技術も必要になってくることから、当事者を交えながら、相談に携わる人たちに対する研修などを行い、質の向上を図ります。

⁴⁰ 元々は「味方」を意味する単語で、そこから転じて、性的少数者を理解・支援する人を指すようになった。

Ⅳ プランの推進に向けて

1 期待する役割

本県においては、本プランで示したとおり、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行っていきますが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動主体に対して、次の役割を期待します。

主 体	役 割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPO などの民間団体等	NPO などの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること。
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校（小・中・高等学校） 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

2 プランの進行管理と適切な見直し

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 実施状況の公表

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS などを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせるとともに、施策の効果があまり出ていない人権課題については、重点的に県民の意見等を伺い、改善に努めます。

参考資料 目次

- 1 人権全般に関する国際的動向・国の動向・本県の現状と取組
- 2 各人権課題に関する国際的動向・国の動向・本県の現状と取組
- 3 愛知人権尊重の社会づくり条例
- 4 人権尊重の愛知県をめざして（宣言）
- 5 愛知県人権施策推進本部設置要綱
- 6 世界人権宣言
- 7 国連で採択された主な人権関係条約のうち、日本が締結した条約
- 8 日本国憲法（抄）
- 9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 10 人権に関する主な法律
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 - ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
 - ・部落差別の解消の推進に関する法律
 - ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- 11 人権啓発キャラバンを通じて出された「愛知県に取り組んでほしいこと」

1 人権全般に関する国際的動向・国の動向・本県の現状と取組

国際的動向
「世界人権宣言」採択 1948（昭和23）年に、国際連合（以下「国連」という。）において「世界人権宣言」が採択された。その前文の中で、「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である…」としている。また、その第1条において、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言している。 これ以降、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」（両者合わせて「国際人権規約」という。）を始めとする多くの人権に関する条約が採択されるとともに、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年が定められ、人権が尊重される世界の実現をめざした取組が進められてきている。 「人権教育のための国連10年」とする決議及び行動計画採択 1994（平成6）年12月に開催された第49回国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択された。この決議・行動計画では、人権の擁護・促進のためには、人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高め、人権が尊重された社会を創造していくことが重要であるとしている。人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置付けられ、各国に対して人権教育・啓発に係る取組を強化するよう強く求めた。 そして、その成果等は「人権教育のための国連10年」の最終年にあたる2004（平成16）年12月、第59回国連総会において採択された「人権教育のための世界計画」に承継され、2005（平成17）年1月から新たな計画としてスタートしている。この計画では、第1フェーズ（2005-2009年）においては初等中等教育への人権教育、第2フェーズ（2010-2014年）においては高等教育における人権教育及び公務員、法執行者等への人権研修、第3フェーズ（2015-2019年）においては、これまでの2つのフェーズの実施の強化に加え、メディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進等を求めており、第4フェーズ（2020-2024）においては、青少年のための人権教育がテーマとなっている。 「ビジネスと人権に関する指導原則」承認 人権教育と並行して、企業に対して人権尊重に真剣に取り組むことが求められるようになり、1998（平成10）年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択される等、企業が尊重すべき労働における基本的な権利に関する国際的な基準やガイドラインが定められた。その集大成として、2011（平成23）年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認された。この指導原則では、「人権を保護する国家の義務」と並んで「人権を尊重する企業の責任」が三本柱の一つとして位置づけられており、各国に対して、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定を奨励している。
国の動向
「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「人権教育のための国連10年」の決議を受け、1995（平成7）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年7月

に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定された。この国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目標としている。

「地域改善対策協議会」意見具申及び「人権擁護推進審議会」答申

我が国固有の人権問題である部落差別の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について検討した国の地域改善対策協議会は、1996（平成8）年5月の意見具申において、「差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきと考えられる」と提言した。

こうした情勢の下に、1997（平成9）年3月に「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置された。この審議会では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項」の二点について審議されることとなり、前者については1999（平成11）年7月に答申が出された。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

2000（平成12）年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。この法律では、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な施策の措置を定め、もって人権の擁護に資する」ために、国は、人権教育・啓発に関する施策を策定、実施し、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定、実施することとしている。

「『ビジネスと人権』に関する行動計画」策定

「ビジネスと人権に関する指導原則」で各国に対して奨励された「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の策定を2016（平成28）年に政府が表明し、その後、ベースラインスタディ（現状把握調査）、有識者による諮問委員会、優先分野と重点的に検討する事項の特定等が行われた。そして、2020（令和2）年にパブリックコメント等を経て、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020—2025）」が公表された。

本県の現状と取組

「人権尊重の愛知県をめざして」宣言

1995（平成7）年12月県議会において、「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択された。これを受け、本県では、人権問題の解消のためには、行政を始め県民一人一人が人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、1997（平成9）年12月に、「人権尊重の愛知県をめざして」（59ページ）の宣言を行った。この年は憲法・地方自治法の施行50周年の節目の年でもあったため、これを機会に、改めて人権の大切さを考え、人権が尊重される郷土愛知の実現をめざし、県民とともになお一層の努力をしていくことを宣言した。

「愛知県人権施策推進本部」設置と「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定

人権に係る諸問題は、その背景や実情も様々であることから、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人など、それぞれの分野ごとに個々に取り組んでいたが、国連や国の取組などに呼応する形で、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、1999（平成11）年に「愛知県人権施策推進本部」（本部長：知事）を設置した。

また、2001（平成13）年には、人権全般が尊重され、差別や偏見のない地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場において人権教育・啓発を推進し、また、人権に関する重要課題に取り組むための指針として「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定した。その後、「人権に関する県民意識調査」の結果や本県の取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、2014（平成26）年及び2019（平成31）年に改定した。

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」制定

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」をめざして、全庁を挙げて、人権教育・啓発に関する施策を推進してきたが、それでもなお、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、インターネット上の人権侵害などの様々な人権問題が存在し、加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチの問題や、性的指向や性自認に関わる人権問題などがクローズアップされてきた。2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、法案の提出は見送られたものの、2021（令和3）年には、性的少数者への理解増進のための法律の整備に向けての調整が進められ⁴¹、人権尊重の機運が一段と高まってきた。そうした状況を踏まえ、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、2022（令和4）年に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を制定した。

⁴¹ その後、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立、施行された。

2 各人権課題に関する国際的動向・国の動向・本県の現状と取組

インターネットによる人権侵害
インターネットの利用者が急速に増加する中、発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷、差別を助長する表現、有害な情報の掲載、個人情報の流出など、人権に関わる問題が発生している。こうした中、2001（平成13）年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が2021（令和3）年に大幅に改正され、これまで発信者の特定のために2回の裁判手続き（コンテンツ事業者等からの開示と通信事業者からの開示）を経ることが必要であったが、発信者情報の開示を一つの手続きで行うことができるようになるなどの改善が図られた。また、インターネットによる誹謗中傷が社会問題となる中で、2022（令和4）年に侮辱罪の法定刑が引き上げられた。 県民意識調査でも、インターネットによる人権侵害に関して、特に問題となっていると思うこととして、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」「フェイクニュース（真実でない情報）や誤った情報が拡散されること」「プライバシーに関する情報が掲載されること」などが多く挙げられており、県民一人一人がインターネットの利点と問題点を正しく理解し、適正に利用することが求められている。このような状況から、本県においても、人権条例の中でインターネット上の誹謗中傷等を個別の人権課題として規定し、インターネットモニタリングや相談窓口の設置等、その解消に向けた取組を進めている。
外国人
本県の外国人県民数は、2008（平成20）年までブラジル人を中心に右肩上がりに増え、その後の景気後退などにより減少したものの、2013（平成25）年からは再び増加に転じた。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020（令和2）年以降、少し減少したものの、2022（令和4）年に増加に転じ、同年12月末現在で過去最高の286,604人となった。本県の外国人県民数は、東京都に次いで全国で2番目に多く、永住化や多国籍化が進む中、教育や労働など様々な分野での課題が残っている。 我が国においては、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」を1995（平成7）年に批准しているが、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、近隣住民との摩擦が生じたり、相互理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権問題が生じている。県民意識調査でも、外国人の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「国籍による偏見や差別があること」「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくいこと」などが多くなっている。また、本県には、戦前からの歴史的経緯を背景に持つ韓国籍・朝鮮籍等の特別永住者も数多く生活しているが、これらの人たちに対する差別や偏見が解消されているとは言えない。県民意識調査でも、外国人の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「国籍による偏見や差別があること」「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくいこと」などが多く挙げられている。 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、その解消を目的として、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という）が施行され、その解消が求められている。県民意識調査では、ヘイトスピーチに関して、「テレビや新聞等の報道で観たり聞いたりしたことがある」が多くなっており、直接、見たことがある人は少ないが、「絶対にやめるべきだと思う」「よくないことだと思う」という意見の人は、合わせて6割程度いた。こうした状況を踏まえ、人権条例の中

に、ヘイトスピーチを個別の人権課題として規定し、その解消に向けた取組を進めるとともに、2022（令和4）年に策定した「第4次あいち多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生社会の形成による豊かで魅力ある地域づくりをめざすこととしている。

部落差別

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、特定の地域の生まれや出身などというだけで差別されることがあるという日本固有の人権問題である。1965（昭和40）年に出された国の同和対策審議会の答申では、部落差別の本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」としている。さらに、答申は、その早急な解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの認識を示した上で、同和対策は生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないとした。

この答申を受けて1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、部落差別の早期解決を図るため、住環境整備から啓発事業まで広範な同和対策事業が推進されることとなった。1982（昭和57）年には「同和対策事業特別措置法」に代わり、「地域改善対策特別措置法」が施行され、1987（昭和62）年からは、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終の特別法として、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という）が施行され、総合的に事業が実施された。

その後、1996（平成8）年に出された地域改善対策協議会の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）を受けて、「地対財特法」は1997（平成9）年に一部改正が行われ、同和対策事業の一般対策への円滑な移行のための経過措置として、特別対策事業を限定し、再度5年間延長されることとなった。この改正に伴い、従来、差別意識の解消のため特別対策事業として行ってきた教育関係事業や各種の啓発事業については、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発の推進事業として発展的に再構成され、部落差別はその中の重要課題として取り組まれることとなった。そして、「地対財特法」は2002（平成14）年に失効、国は特別対策事業を終結し、一般対策に移行した。

ただし、1993（平成5）年に総務庁が行った同和地区実態把握等調査では、教育や就労、産業面の問題など、格差がなお存在している分野が見られるとされており、上記地域改善対策協議会の意見具申は、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」と述べている。また、1999（平成11）年には、同じく地域改善対策協議会の意見具申を受けて制定された「人権擁護施策推進法」（1996（平成8）年制定）に基づき、国に設置された人権擁護推進審議会において「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出された。この答申を受け、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。この法律では、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置」を定めている。

そして、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の推進等について規定している。

本県は、これまで同和対策事業の推進に鋭意努力してきた。その結果、生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備については、相当の成果を見ているが、依然として差別事象が発生し、インターネットなどを利用して被差別部落（同和地区）の所在地などの差別的な情報を掲示・流布する差別事件なども起こっている。県民意識調査においても、日頃親しくつきあっている人が同和地区の人であることがわかった場合、「これまでと同じように親しくつきあう」と答えた人が67.3%となる一方、「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく」と答えた人が10.1%あり、結婚に関しても、子どもの結婚しようとしている相手が同和地区の人であることがわかった場合、「子どもの意思を尊重する。親が口をだすべきことではない」と答えた人が47.7%となる一方、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」「絶対に結婚を認めない」など否定的な意見が合わせて26.9%となっている。また、結婚や企業の採用選考にあたり、身元調査（本籍地や家庭環境などを調査すること）に肯定的な人が2割から3割程度いるなど、差別の意識が依然として見受けられる。加えて、こうした差別に関しては、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も県民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」という人が27.8%いる一方で、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」といった他人任せの回答をしている人が合わせて30.6%となっている。こうした状況を踏まえ、人権条例の中で部落差別を個別の人権課題として規定し、その解消に向けた取組を進めている。

性的少数者

国連においては、2008（平成20）年に、性的指向と性自認に関する声明が提出され、性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、全ての人への人権の促進と保護を訴えた。また、国連人権理事会では、2011（平成23）年に、差別と性的指向に関する調査を求める決議が採択され、世界中の性的少数者が直面する課題についての国連報告書の作成が命じられ、2016（平成28）年には、「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議が賛成多数で可決された。

我が国においては、2003（平成15）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の要件を満たせば、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになった。しかし、要件に関しては問題が指摘されており、生殖不能要件は2023（令和5）年に最高裁で違憲・無効の判断がされた。2016（平成28）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」に基づいて策定する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」が改正され、性的少数者に対するハラスメントも指針の対象とされた。また、2019（令和元）年に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく「パワー・ハラスメント防止のための指針」では、相手の性的指

向及び性自認に関する侮蔑的な言動を行うこと等もパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記されるなど、職場環境が改善されるようになった。さらに、2021（令和3）年には、通常国会で性的少数者への理解増進のための法律の整備に向けた調整が進められた。この時は、法案提出にまでは至らなかったが、2023（令和5）年に理解増進のための法律案が改めて国会に提出され、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立した。同性婚に対する議論も盛んになり、自治体レベルでは、同性のカップルを婚姻に相当する関係と認めるパートナーシップ制度の導入が進んでいる。

県民意識調査でも、性的少数者に関する人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、トランスジェンダー、性的指向ともに「理解が足りないため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」が最も多く挙げられている。また、性的指向に関する人権上の問題としては、「同性カップルが互いの配偶者とみなされないことにより、社会生活上の様々な不利益があること」が次いで多くなっている。こうしたことから、本県においては、人権条例の中で性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進等を個別の人権課題として規定し、性の多様性に対する理解の増進に努めている。

子ども

国連において、1959（昭和34）年に「児童の権利宣言」が採択され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされた。さらに、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、児童を「保護の客体」としてだけではなく、積極的に「権利行使の主体」としても捉えることになった。我が国においても、日本国憲法の下、1947（昭和22）年に「児童福祉法」が、1951（昭和26）年に「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備され、「子どもの権利条約」についても、その意義を踏まえ、1994（平成6）年に批准した。

しかしながら、近年の子どもと子育てを取り巻く環境は、出生率の低下、核家族化や都市化の進展、生活様式の多様化など大きく変化している。また、いじめ、少年犯罪、児童虐待、性の商品化、薬物乱用など、子どもを育てる上で、多くの困難が生じている。県民意識調査においても、子どもの人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」「インターネット（パソコンやスマートフォンなど）を使ってのいじめ」「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」などが多く挙げられている。

こうした中、2010（平成22）年に「子ども・若者育成支援推進法」、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が施行された。また、子ども政策を総合的に推進するため、2023（令和5）年に「こども基本法」が制定された。

本県では、2020（令和2）年に策定した「あいちはぐみんプラン2020-2024」の中で一体的に策定した「児童虐待防止基本計画」及び2021（令和3）年に策定した「あいち福祉保健医療ビジョン2026」（以下、「福祉保健医療ビジョン」という）に基づき、児童虐待防止対策や被害にあった子どもの保護の推進など要保護児童等への支援対策に取り組んでいるが、今後も引き続き、子どもと子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子どもや子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築するための各種取組を総合的かつ効果的に推進していく必要があるとしている。

また、2022（令和4）年に策定した「あいち子ども・若者育成計画2027」に基づき、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援し、活躍を後押しする取組を進めている。さらに、「いじめ防止対策推進法」を受け、2014（平成26）年に「愛知県いじめ防止基本方針」を策定（2017（平成29）年改定）し、いじめ対策の取組を進めている。

女性

国連は創設当初から女性の地位向上に取り組み、1979（昭和54）年の第48回国連総会での「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択を始めとして、国際社会における女性の人権確立に大きく貢献してきた。我が国では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機とした国際社会における取組や1985（昭和60）年の「女子差別撤廃条約」の批准とも連動しつつ法制面の整備を進めるとともに、1996（平成8）年に策定した「男女共同参画2000年プラン」に基づいて施策の推進を図ってきた。1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は、2020（令和2）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的かつ計画的な推進が図られている。

本県では、男女の人権の尊重を始めとする5つの基本理念を規定した「愛知県男女共同参画推進条例」を2002（平成14）年に制定し、現在は、2021（令和3）年に策定した「あいち男女共同参画プラン2025」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進している。また、1996（平成8）年に開館した男女共同参画社会づくりの拠点施設「愛知県女性総合センター（ウィルあいち）」を中心として、県民意識の変革、社会参画と交流の促進、情報の蓄積と発信など県計画の推進を図っている。

このように、これまで、実質的な男女平等の実現に向けて様々な取組がなされてきたが、人々の意識や行動、社会慣行の中に男女の固定的な役割分担意識が今もなお根強く残り、特に、障害があること、在住外国人であること、部落差別等に加え、女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている人々の問題など、家庭・地域・学校や職場等における男女平等の実現にはまだまだ多くの課題が残っている。2022（令和4）年に、愛知県内に居住する満18歳以上の3,000人を対象に実施した「人権に関する県民意識調査」（有効回収数1,286）（以下「県民意識調査」という。）においても、女性の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」などが多く挙げられている。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人などの親しい関係にある男女間の暴力）などの女性に対する暴力については、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、本県においても、2018（平成30）年に策定した「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」に基づき、ドメスティック・バイオレンスを容認しない社会の実現に向けた取組を進めている。

困難な問題を抱える女性に対しては、売春防止法が根拠となって支援が行われてきたが、2022（令和4）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され（2024（令和6）年4月1日施行）、施行後は、同法に基づき、支援が行われることとなっている。刑法は2017（平成29）年に強姦罪からより包括的な強制性交等罪へと改定され、さらに2023（令和5）年には「不同意性交罪」と名称が変更され、同意のない性行為が処罰対象となった。加えて、「撮影罪」も新設され、盗撮や同意のない性的な画像撮影などは処罰されることとなった。

高齢者

我が国は、今や平均寿命が80年を超える世界屈指の長寿国になり、65歳以上の割合は2022（令和4）年10月1日現在で29%となるなど、高齢化が進行している。それに伴い、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれる。こうした中、老

後の生活の最大の不安要因となっている介護を社会全体で支えるため、2000（平成12）年から介護保険制度が開始され、さらに、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、2006（平成18）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。

平均寿命の伸長とともに、生涯現役をめざして活躍する高齢者も増加しており、長くなった高齢期を健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていける長寿社会を構築していくことが何よりも重要な課題となっている。県民意識調査でも、高齢者の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が多く挙げられている。

本県では、「福祉保健医療ビジョン」や2021（令和3）年に策定した「第8期愛知県高齢者健康福祉計画」に基づいて施策を展開し、人と人のつながり・支え合いにより、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現をめざすこととしている。

認知症に関しては、2023（令和5）年に認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立した。

本県においては、2017（平成29）年に「あいちオレンジタウン構想」を策定し、「地域で暮らし、学び、働く人々が、『認知症に理解の深いまちづくり』『じぶんごと』として取り組む社会の実現」の基本理念のもと、2期にわたるアクションプランにより、認知症施策を推進してきた。さらに、2018（平成30）年には、構想の取組を後押しするため、「愛知県認知症施策推進条例」を都道府県として初めて制定し、認知症の人が尊厳を保ちながら、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして取組を進めている。2024（令和6）年度以降はあいちオレンジタウン構想の理念を継承したあいちオレンジタウン推進計画を策定し、認知症施策を総合的・計画的に展開していく。

障害者

国連においては、障害者の完全参加と平等をテーマに1981（昭和56）年を「国際障害者年」とした。また、2006（平成18）年には、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由を確保するための措置をとることを定め、「障害」を、もっぱら障害者個人の心身機能の問題として捉えていた従来の「医学（個人）モデル」から、社会（モノ、環境、人的環境等）に存する様々な障壁こそが生み出しているものと捉えなおし、社会的障壁を除去する責務は社会にあるとする「社会モデル」へと転換させた「障害者の権利に関する条約」が採択された。

国においては、2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正され、全ての人が障害の有無にかかわらず基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現をめざすこととされた。本法もこの社会モデルの考え方を基盤としている。また、2012（平成24）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013（平成25）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行された。さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2013（平成25）年に公布（2016（平成28）年施行）され、2014（平成26）年には、2006（平成18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」が批准された。

しかしながら、県民意識調査でも、障害者の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」「就職や職場で、不利な取扱いを受けること」などが多く挙げられており、障害のある人に対する社会的な誤解や偏見など、理解と認識は十分

とは言えず、障害のある人の社会復帰及び自立、社会参加が困難である場合も多く、また、障害のある人に対する差別や虐待などの人権問題も発生している。

本県では、「愛知県障害者差別解消推進条例」を2015（平成27）年に公布・一部施行（2016（平成28）年全部施行）し、障害を理由とする差別の解消の推進を図っている。また、2021（令和3）年に策定した「あいち福祉医療保健ビジョン2026」や「あいち障害者福祉プラン2021－2026」に基づき、障害のある人もない人もお互いの理解と協力によって、共に安心して暮らせる豊かな社会をめざしている。

〈旧優生保護法問題〉

1948（昭和23）年に成立した旧優生保護法は、優生思想の下、「不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的として、優生手術（不妊手術）や人工中絶等について規定しており、1996（平成8）年までに、約2万5千件の優生手術が実施されたと言われている。

2018（平成30）年以降、この規定に基づいて優生手術を受けた方々による訴訟が各地で起きたことを背景に、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定され、本県としても、同法による一時金の周知に努めてきた。この一時金は国の損害賠償責任を前提としたものではなく、不十分なものであったが、2024年（令和6）年7月3日の最高裁判決において、優生手術等の規定は憲法第13条が保証する人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由及び第14条1項の趣旨である、事柄の性質に応じた合理的根拠に基づくものでない限り法的な差別的取り扱いの禁止に反するものとして、国家賠償を認める判決が言い渡された。

感染症患者等

ハンセン病、HIV感染者等に対するいわれのない差別や偏見が存在していることを踏まえ、1999（平成11）年に、感染症の患者等の人権を尊重しつつ良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するという視点に立ち、感染症対策を総合的に推進するための「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）が制定された。

① ハンセン病回復者

ハンセン病は、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者の終生隔離を中心とした政策が実施されてきた。ハンセン病は、治らない病気、帰ることができない病気、怖い病気との誤ったイメージによって、偏見や差別は生まれ続けた。この問題は、患者本人はもとより、本人が療養所に入所した後も、地域社会で、家族等の日常生活に影響を及ぼす状況が続いており、今もなお残っている。県民意識調査でも、ハンセン病回復者等の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「偏見により差別的な言動を受けること」「怖い病気といった誤解があること」などが多くなっている。2008（平成20）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務として「国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえハンセン病の患者であった者等の福祉増進を図るための施策を策定し、実施すること」が明記され、これに基づき、本県においても様々な取組を進めている。「らい予防法」廃止の意義と人権が共存する社会実現の理念について、正しい理解を広めていくことが重要な課題である。

② HIV感染者

エイズの原因であるHIV（エイズウイルス）の感染経路は限られており、また、その感染力は強くないため、正しい知識を持って行動すればHIVの感染を予防することは可能である。また、HIV感染症

の治療は、近年、非常に進歩してきており、抗HIV薬の投与によりウイルスの増殖を抑え、エイズの発症を抑えることが可能になってきている。しかしながら、今のところウイルスを体内からなくすことは不可能であり、終生、薬剤を服用しなければならないため、医療費が相当な負担になる。そのため、「身体障害者福祉法施行令」の一部改正により、1998（平成10）年からHIV感染者及びエイズ患者が免疫機能障害として障害認定の対象となり、支援体制も整備された。HIV感染者等に対する偏見や差別が残っており、県民意識調査でも、HIV感染者等の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「偏見により差別的な言動を受けること」が多くなっている。

HIV感染症の予防及びまん延の防止に関する施策の実施にあたっては、「感染症法」の規定によって国が策定した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、国、地方公共団体、医療関係者、NPO（民間非営利組織）等が共に連携してHIV感染の拡大の抑制、感染者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等に取り組んでいる。

③ 肝炎患者

我が国のウイルス性肝炎の持続感染者は、B型が110万人～120万人、C型が90万人～130万人存在すると推定され、国内最大級の感染症ともいわれている。肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、感染者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。B型及びC型肝炎ウイルスは、主に血液を介して感染するため、日常生活では感染することはほとんどない。しかし、無理解から、職場や地域等で差別や偏見が存在している。

このような状況において、2009（平成21）年に肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた総合的な対策を推進するために、「肝炎対策基本法」が制定された。さらに、2011（平成23）年に国が策定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、肝炎患者が不当な差別を受けることなく、安心して暮らせるよう、全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進している。

④ 新型コロナウイルス感染患者

新型コロナウイルスは、2020（令和2）年1月15日に初めて国内で感染が確認されて以来、地域社会に大きな影響を与えてきた。2023（令和5）年5月8日に、感染症法上の位置付けが、国や自治体が患者に対して入院の勧告ができたり外出自粛の要請が可能な2類相当から、季節性インフルエンザと同様の5類へ移行され、落ち着きを取り戻しつつあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった当初は、いつ終息するか見通せない不安感や感染に対する恐怖心から、感染者や家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷が社会問題となった。県民意識調査でも、新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「医療従事者やその家族が出勤、登校等を拒否されること」などが多くなっている。また、感染していなくても「ワクチン未接種であることを理由として、不当な取扱いを受けること」も多くなっている。こうしたことから、本県においては、2020（令和2）年に「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定し、その中で、「何人も、新型コロナウイルス感染症の罹患やそのおそれ等を理由として、患者やその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない」と規定した。

犯罪被害者等

犯罪被害者等の人権に対する社会的関心が高まる中、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同法に基づき、同年12月には「犯罪被害者等基本計画」が策定された。

県民意識調査でも、犯罪被害者の人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」「事件のことについて、周囲にうわさ話をされること」「犯罪行為による精神的なショックにより日常生活に支障を来すようになること」が多く挙げられており、犯罪被害者等の平穏な生活を送る権利を保障するための取組が求められている。なお、犯罪被害者は犯罪行為によって重傷病を負ったり障害が残る場合がある。また、犯罪被害者に生計が維持されていた場合は、その家族の収入がなくなってしまう。こうしたことから、1980（昭和55）年に「犯罪被害者等給付金支給法」（2006（平成18）年に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題）が制定され、犯罪被害者等給付金が支給されている。

また、性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた社会的気運が高まる中、政府は、2020（令和2）年に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、2022（令和4）年度までの3年間を集中強化期間とした。これに基づき、2021（令和3）年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が、2022（令和4）年に「AV出演被害防止・救済法」が制定された。さらに、2023（令和5）年に、2025（令和7）年度までの3年間を更なる集中強化期間として、新たに方針が策定され、同年、刑法に不同意性交罪や撮影罪が盛り込まれた。

県民意識調査では、犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなったりすること」「事件のことについて、周囲にうわさ話をされること」「犯罪行為による精神的なショックにより、日常生活に支障をきたすようになること」が多くなっている。こうしたことから、本県においては、2004（平成16）年に制定した「愛知県安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行ってきたが、2022（令和4）年に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を新たに制定し、合わせて策定した「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に進めることとした。

ホームレス

2002（平成14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は10年間の時限立法であったが、2012（平成24）年に有効期限が5年間延長され、2017（平成29）年にさらに10年間延長する改正法が成立した。また、同法に基づき、2013（平成25）年に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」は、2018（平成30）年に改正された。2015（平成27）年には、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレス自立支援施策のうち、福祉の観点から実施している施策の多くは、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、この法律に基づいて実施されるようになった。県民意識調査でも、ホームレスに関する人権上の問題について、特に問題となっていると思うこととして、「経済的自立が困難なこと」「通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力を受けること」「ホームレスに対する誤解や偏見があること」が多く挙げられており、ホームレスに関する問題の正しい理解を促進することが求められている。本県においては、2019（平成31）年に策定した「第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」に基づき、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決に向けた取組を行っている。

3 愛知県人権尊重の社会づくり条例

令和 4 年愛知県条例第 3 号
2022（令和 4）年 4 月 1 日一部施行
同年 10 月 1 日全部施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第 1 節 基本計画等（第 5 条・第 6 条）

第 2 節 インターネット上の誹謗（ひぼう）中傷等の未然防止及び被害者支援（第 7 条）

第 3 節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第 8 条－第 13 条）

第 4 節 部落差別の解消に向けた取組の推進（第 14 条）

第 5 節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等（第 15 条）

第 3 章 愛知県人権施策推進審議会（第 16 条）

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現をめざして、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第1節 基本計画等

(基本計画)

第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第11条及び第12条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変さらについて準用する。

(相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策
- 二 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 (啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

(公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

(公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように留意しなければならない。

(審議会からの意見聴取等)

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審

議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

（審議会の調査審議の手続）

第 12 条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第 1 項の規定による調査をさせることができる。

（適用上の注意）

第 13 条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 4 節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第 14 条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第 5 節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第 15 条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第 3 章 愛知県人権施策推進審議会

第 16 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第 3 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条から第 12 条まで、次項及び附則第 4 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 10 条から第 12 条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第 5 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

（出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 4 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和 28 年愛知県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の一号を加える。

- 21 愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和 4 年愛知県条例第 3 号）第 12 条第 1 項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者

4 人権尊重の愛知県をめざして（宣言）

本県は、我が国憲法の根幹である基本的人権尊重の精神に基づき、多くの人権にかかわる施策に取り組んでまいりましたが、今なお、人権に関して様々な問題が論議されています。

こうした問題の解消のためには、行政を始め県民一人一人が、人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していく必要があります。

本年は、日本国憲法及び地方自治法の施行 50 周年の節目の年でもありますので、これを機会に次のとおり宣言を行い、人権が一層尊重される地域社会の実現に向けて、県民の皆様とともに努力してまいりたいと考えています。

平成 9 年 12 月 5 日

愛 知 県 知 事

人権尊重の愛知県をめざして

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人一人のたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行 50 周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現をめざして、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

5 愛知県人権施策推進本部設置要綱

(目 的)

第 1 人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、愛知県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発に関する行動計画の推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第 3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、知事をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副知事をもって充てる。
- (3) 本部員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

(会 議)

第 4 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第 5 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表 2 に掲げる者をもって構成し、幹事長は県民文化局人権推進監をもって充てる。
- (2) 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課室長に出席を求めることができる。

(部 会)

第 6 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 7 推進本部に関する庶務は、県民文化局人権推進課において処理する。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

本 部 員
政策企画局長
総務局長
人事局長
防災安全局長
県民文化局長
環境局長
福祉局長
保健医療局長
感染症対策局長
経済産業局長
労働局長
観光コンベンション局長
農業水産局長
農林基盤局長
建設局長
都市・交通局長
建築局長
スポーツ局長
会計管理者兼会計局長
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教育委員会教育長
警察本部長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長

別表 2

幹 事	
政策企画局	秘書課長 広報広聴課長 企画課長 国際課長
総務局	総務課長 市町村課長
人事局	人事課長
防災安全局	防災危機管理課長 消防保安課長 県民安全課長
県民文化局	県民総務課長 県民生活課長 社会活動推進課長 社会活動推進課多文化共生推進室長 学事振興課長 学事振興課私学振興室長 統計課長 人権推進課長 男女共同参画推進課長 文化芸術課長
環境局	環境政策課長
福祉局	福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室長 児童家庭課長 子育て支援課長
保健医療局	医療計画課長 健康対策課長 医務課長 医務課こころの健康推進室長
感染症対策局	感染症対策課長
経済産業局	産業政策課長
労働局	労働福祉課長 就業促進課長
観光コンベンション局	観光振興課長
農業水産局	農政課長
農林基盤局	農林総務課長
建設局	建設総務課長
都市・交通局	都市総務課長
建築局	住宅計画課長 公営住宅課県営住宅管理室長
スポーツ局	スポーツ振興課長
会計局	管理課長
企業庁	総務課長
病院事業庁	管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	あいちの学び推進課長 高等学校教育課長 義務教育課長 特別支援教育課長
警察本部	教養課長
監査委員事務局	監査第一課長
人事委員会事務局	職員課長
労働委員会事務局	審査調整課長

6 世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日
第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

全ての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1 全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

全て人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

全て人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

全ての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。全ての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

全て人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

全て人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、全て、自己の弁護に必要な全ての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人は全て、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 全て人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 全て人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 全て人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 全て人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 全て人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

全て人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

全て人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 全ての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 全て人は、直接に又は自由に出選された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 全て人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

全て人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 全て人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失

業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 全て人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、全て、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 全て人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

全て人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 全て人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。全ての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 全て人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、全ての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、全ての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 全て人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 全て人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

全て人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 全て人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 全て人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

7 国連で採択された主な人権関係条約のうち、日本が締結した条約

(国連での採択順)

名 称	採択年月日	発効年月日	日本の締結年月日
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 (人身売買禁止条約)	1949 (昭和 24)年 12月2日	1951 (昭和 26)年 7月25日	1958 (昭和 33)年 5月1日
難民の地位に関する条約 (難民条約)	1951 (昭和 26)年 7月28日	1954 (昭和 29)年 4月22日	1981 (昭和 56)年 10月3日
婦人の参政権に関する条約 (婦人参政権条約)	1953 (昭和 28)年 3月31日	1954 (昭和 29)年 7月7日	1955 (昭和 30)年 7月13日
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	1965 (昭和 40)年 12月21日	1969 (昭和 44)年 1月4日	1995 (平成 7)年 12月15日
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約/A 規約)	1966 (昭和 41)年 12月16日	1976 (昭和 51)年 1月3日	1979 (昭和 54)年 6月21日
市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約/B 規約)	1966 (昭和 41)年 12月16日	1976 (昭和 51)年 3月23日	1979 (昭和 54)年 6月21日
難民の地位に関する議定書	1967 (昭和 42)年 1月31日	1967 (昭和 42)年 10月4日	1982 (昭和 57)年 1月1日
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	1979 (昭和 54)年 12月18日	1981 (昭和 56)年 9月3日	1985 (昭和 60)年 6月25日
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)	1984 (昭和 59)年 12月10日	1987 (昭和 62)年 6月26日	1999 (平成 11)年 6月29日
児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	1989 (平成元)年 11月20日	1990 (平成 2)年 9月2日	1994 (平成 6)年 4月22日
全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約	1990 (平成 2)年 12月18日	2003 (平成 15)年 7月1日	(未締結)
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000 (平成 12)年 5月25日	2002 (平成 14)年 2月12日	2004 (平成 16)年 8月2日
児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000 (平成 12)年 5月25日	2002 (平成 14)年 1月18日	2005 (平成 17)年 1月24日
障害者の権利に関する条約	2006 (平成 18)年 12月13日	2008 (平成 20)年 5月3日	2014 (平成 26)年 1月20日
強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約	2006 (平成 18)年 12月20日	2010 (平成 22)年 12月23日	2009 (平成 21)年 7月23日

8 日本国憲法（抄）

1946（昭和 21）年 11 月 3 日公布

1947（昭和 22）年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権

を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

2000（平成12）年12月6日公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

10 人権に関する主な法律

施行年	法 律 名（現行）	備 考
1947(昭和22)年	日本国憲法	
	教育基本法	2006(平成18)年全改
	労働基準法	
1948(昭和23)年	児童福祉法	
1950(昭和25)年	身体障害者福祉法	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1995(平成7)年改題
	生活保護法	
1960(昭和35)年	知的障害者福祉法	1999(平成11)年改題
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1988(昭和63)年改題
1963(昭和38)年	老人福祉法	
1969(昭和44)年	同和対策事業特別措置法	1982(昭和57)年失効
1970(昭和45)年	障害者基本法	1993(平成5)年改題
1971(昭和46)年	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	1986(昭和61)年改題
1972(昭和47)年	男女雇用機会均等法	1999(平成11)年改題
1981(昭和56)年	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	2008(平成20)年改題
1982(昭和57)年	地域改善対策特別措置法	1987(昭和62)年失効
1987(昭和62)年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	2002(平成14)年失効
1992(平成4)年	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	1999(平成11)年改題
1995(平成7)年	高齢社会対策基本法	
1996(平成8)年	らい予防法の廃止に関する法律	2009(平成21)年廃止
1997(平成9)年	人権擁護施策推進法	2002(平成14)年失効
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	2019(令和元)年廃止
1999(平成11)年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
	男女共同参画社会基本法	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	
2000(平成12)年	児童虐待の防止等に関する法律	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
2001(平成13)年	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2014(平成26)年改題
2002(平成14)年	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	
	身体障害者補助犬法	
	プロバイダ責任制限法	

施行年	法 律 名（現行）	備考
2003(平成15)年	個人情報の保護に関する法律	2002(平成14)年公布
	北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	
2004(平成16)年	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	
2005(平成17)年	犯罪被害者等基本法	
	発達障害者支援法	
2006(平成18)年	障害者自立支援法	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	2007(平成19)年改題
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	
	自殺対策基本法	
2007(平成19)年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	
2009(平成21)年	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	
	肝炎対策基本法	
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
2010(平成22)年	子ども・若者育成支援推進法	
2012(平成24)年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	
2013(平成25)年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
	いじめ防止対策推進法	
2014(平成26)年	子供の貧困対策の推進に関する法律	
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	
2015(平成27)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
	生活困窮者自立支援法	
2016(平成28)年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	
	部落差別の解消の推進に関する法律	
2019(令和元)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	
2022(令和4)年	AV出演被害防止・救済法	
2023(令和5)年	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
2024(令和6)年	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	2022(令和4)年公布

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号
2013（平成 25）年 6 月 26 日公布
2016（平成 28）年 4 月 1 日施行

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（木の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することと

ならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変さるについて準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変さるについて準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年法律第68号
2016（平成28）年6月3日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

2016（平成28）年12月16日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院 政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院 国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和 5 年法律第 68 号

2023（令和 5）年 6 月 23 日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェン

ダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

11 人権啓発キャラバンを通じて出された「愛知県に取り組んでほしいこと」

2022 年 4 月 1 日に施行された「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を広く県民に周知し、本プランに県民の意見を反映させることを目的として、県内 4 地域で人権啓発キャラバンを開催し、ワークショップを行いました。参加者からは、様々な御意見をいただきましたが、ここでは、特に「愛知県に取り組んでほしいこと」として記載していただいたもの（一部、個別案件等除く）を「教育」「啓発」「施策」「当事者」に分けて記すとともに、ワークショップ全体を通じて得られた参加者の意見等を踏まえてまとめられた「具体的な提案」について記します。

※その他の御意見等は人権推進課ウェブページ参照

【第 1 回】

日時：2023 年 10 月 21 日（土）13：30～17：00

場所：あいち NPO 交流プラザ 会議室（ウィルあいち 2F） 参加者 61 名

【第 2 回】

日時：2023 年 10 月 29 日（日）13：30～17：00

場所：岩倉市民プラザ 多目的ホール 参加者 54 名

【第 3 回】

日時：2023 年 12 月 10 日（日）13：30～17：00

場所：刈谷市総合文化センター アイリス 刈谷市生涯学習センター401・402 号室 参加者 49 名

【第 4 回】

日時：2023 年 12 月 17 日（日）13：30～17：00

場所：豊橋市民センター（カリオンビル）多目的ホール 参加者 43 名

●教育

- ・まずは、学ぶ機会を増やす。学校教育・社会教育の人権教育計画のバージョンアップ
- ・教育の見直し ・学校現場で本日のようなワークショップを提供してほしい
- ・社会教育との連携 ・正しい教育 ・子どもの人権教育（外国人家庭を含む）
- ・多岐の分野に渡る連携。教育・福祉分野に LGBT に詳しい人からの助言や対話する機会があると良いと思う。「ちゃん・くん」付け、男女別の場面など。1 つ 1 つ変えていけることはあると思う。
- ・教育にお金をかけてほしい！！専門家を育成してほしい！
- ・このような学びの場を増やしてほしい。学校教育にも！
- ・市町村で虐待の対応など、日々行っています。現場で感じるのは、虐待を表層の行為（殴るなど）のみで捉え、その背景にある人権侵害に焦点が当たっていないことです。それは、虐待のみならず、医療・福祉の本来人権を守るべき機関がそのような状況であり、最前線の現場へ人権教育を部局を越えて行ってほしい。市町村に指導してほしい。
- ・教職員への研修の充実（そもそも研修ができるような職場にすることも含め）
- ・教育への導入 ・人権教育を学校に広めてほしい ・学校に出前授業をしてほしい
- ・学校との連携。研究を委嘱するだけではなく、具体的な行動案策定など、形にできるノウハウをレクチャーできるモデル柱づくり。県プランが浸透できるようにする。
- ・県内の学校で生徒が校則について討論できるよう促す
- ・教育、学校現場を子どもの声を聴いてかえていく ・当事者意識を深める取り組み
- ・全般の人々に教育ができるように取り組んでほしい ・企業への講師派遣、勉強会など
- ・学校教育における義務化（小中高） ・条例に対しての教育
- ・学校に子どもの権利条約が広く知り渡すよう周知と研修を義務付けしていただきたいです。
- ・こども世代の外国人向け日本語教育 ・教育現場で全職員が学べる機会を作してほしい。

【本県の対応】

人権教育・啓発の必要性について、多くの方々から御意見をいただきました。人権教育・啓発については、本プランでは、10 ページから 15 ページにかけて記載していますが、その必要性について、「人権教育・啓発の推進」の項目の冒頭に明記しました。

●啓発

- ・このようなキャラバンをたくさん開いてほしい。このようなイベントに参加したことがない方々にも参加してほしいです！（PRと粘り強いワークショップの開催）
- ・こうした活動を増やしてほしい ・啓発イベントを様々な参加者を対象に（子ども向け）
- ・多くの県民を対象とした人権イベント ・このような勉強会をまた開いてください。
- ・啓発（今回のようなワークショップ）を地域できめ細かく開催してほしい
- ・東海三県と県・市教育委員会を巻き込み、このような企画を実践していただきたい
- ・今回のようなワークショップの回数を増やすか、定期的なワークショップのような企画を行ってほしい
- ・今回のような学びの場を多く作っていただきたいです。
- ・このような機会をもっと多く開催してほしい。潜在的な需要は多いのではないかな。
- ・今回のようなイベントをこれからも行ってほしい。 ・異文化を知るための体験事業
- ・人権啓発キャラバンをテーマごとに、もっとワークショップなど定期的にやってほしい
- ・関心の低い層へのアプローチ（文だけではなく、四コマ漫画などであるあるなことや、関わりのありそうなこと（自分が差別される側であること）を電車・地下鉄の吊革広告に出すなど）
- ・この人権啓発キャラバンを全市町村できめ細かく実施してほしい
- ・このような機会を増やしてほしい。次はいつあるのか、情報提供を！
- ・人権啓発キャラバン事業のようなワークショップ・参加型の取り組みを維持してほしい。また各自治体での実施を働きかけてほしい
- ・このワークショップを全市町村で行ってほしい。事例報告はもう少し時間をかけても良いと思います
- ・もう少しアクセスの良い場所、もしくは多くの地域で実施
- ・今回のような参加型の取り組みを増やすこと
- ・このような機会をもっと多くの市町村で実施してほしい。講演会よりも、このようなワークショップの場があると良いと思います。
- ・もっと幅広く県民が参加しやすい発信での啓発に取り組んでもらいたい ・引き続き継続してください。
- ・このような場づくりを市町村単位にもおろしていくこと→啓発を広げる。
- ・このようなワークショップをたくさんやってほしい。子どもたちに自分たちの人権について学ぶ機会をきちんと作ってほしい。
- ・このような機会を継続すること ・この人権啓発キャラバンを県下全市町でやってほしい
- ・県民の意見がもっと多くすい上げられる機会を作ってほしい
- ・岐阜、三重にも、このキャラバンを広げてほしい。もしくは協催してほしい。
- ・今回の研修会に関わらず、多岐にわたる研修の回数を増やしてほしい。学校で子ども達向け出前講座を行ってほしい。
- ・このように様々な世代、背景の人々が集まって、意見を交流する場があると良いと思います。
- ・人権啓発キャラバンを継続してください。 ・啓発や教育の「場」の提供 ・キャラバンを続けてほしい
- ・多様な人（関心の無い人）にも伝わるような啓発活動→人権推進委員会の存在をもっとアピール！！
- ・今回のような機会を増やし、県民に周知して欲しい。参加した人たちには、必ず連絡や案内が届く仕組みをお願いしたい。
- ・子育て中の親に、子どもの権利、人権について学べる機会が作って欲しい。
- ・いろんな人の出会いの場、理解促進
- ・広く多くの人に人権について考えることができた。啓発活動をしてほしい。
- ・感想の中で、小学校の先生が「最後は学校で…」とおっしゃっていましたが、そうならない取り組みをして欲しいです。手と口を出しにくいのは重々承知しておりますが、子どもも外国人も受け入れていくのは「社会」であり、大人や企業です。特に企業への啓発や教育に力を入れていただきたいです。
- ・人権のことをフラツと意見交換できる、このような取り組みをもっと行って欲しい。
- ・条例だけではなく積極的に県民に対して啓蒙活動を行って欲しい。まだまだ県民の意識の向上は足りていないと思う。
- ・多くの人（様々な人）が人権について話をする機会、時間を作ってほしいと思います。選択だと偏るため、半ば強引にその時間はつくってもらった方が良いかと思います。

- ・条例の周知 ・発信に工夫があると良い。 ・映画会、講演会など
- ・今回のような参加型を教育の場でもやってほしい。 ・県民を対象としたビックイベント
- ・キャラバン、多様な人の話し合いの場、小さな単位での活かしあい
- ・やはり相談窓口（有効な）の設置と、啓発はしっかり取り組んでほしい。市町村に、しっかり取り組むように。
- ・このようなワークショップを多く開いてほしい。無関心の人に参加できる仕組みで行ってほしいです。
- ・このようなワークショップ ・このようなイベントをもっと開催、告知してほしい。
- ・キャラバンを続けてください。 ・啓発機会を増やしてほしい。
- ・人権啓発キャラバンを他の市町村でも実施してほしい。 ・このような機会をどんどん増やしてほしい。
- ・情報配信をもっとわかりやすく

【本県の対応】

人権啓発キャラバンのような参加型で人権について考える機会が必要である旨の御意見を多くいただきました。引き続き、こうした取組を続けていくとともに、県内市町村にも広げていく旨、16 ページに明記しました。また、関心の低い層に対する啓発は、駅貼りポスターなど活用する旨、11 ページに明記しました。

●施策

- ・国に対して差別に対する罰則規制を設けるべきであると訴えてほしい。
- ・県の姿勢をより示すために条例に禁止・罰則も！ ・差別禁止の法制化を！
- ・子どもの権利条約と子ども差別禁止の法制化を！ オンブズマンの設置
- ・現状の調査を実施して、その結果を教えてほしい。その結果をふまえて、条例の見直しを検討してもらいたい ・入管に収容される外国人の人権
- ・ニーズに合った夜間中学校をニーズに合った数作ってほしい。
- ・誰もが相談できるコミュニティづくり ・学校制度の改革 ・相談体制の充実
- ・相談活動、実態調査、効果的な取り組みを望みます
- ・様々な背景の人が働きやすい職場を県内企業が作りやすいようにするためのガイドライン等の作成。愛知県から実施！
- ・差別罰則について明確なメッセージをお願いします。 ・法律を変えられるように働きかけてほしい。
- ・同性婚を認めてほしい。せめて、パートナーシップからでも、小さな一歩として動いてほしいです。
- ・NPO などの活動をしている所に出向いて話を聞き、政策（対策）などに取り入れてほしい
- ・シンガポールのように、ある程度思い切ったことをやってほしい。結果を出すこと。
- ・人権条例の具体的なアクションプラン。制定から行動へ
- ・ひとりももらさない弱者の救済政策を求める。社会から（コミュニティから）はみ出している人を作らない政策 ・子どもの権利条約の策定
- ・子ども家庭庁が行っているように、子ども向けのパブリックコメントをしてほしい。そして、それに対して真剣に回答できることはパブリックコメントをきっかけに変えてほしい。
- ・困っていることを流さず、安心できる制度作り ・人権に関することへの予算を増やす
- ・モニタリング事業の成果等を知る機会が欲しいです
- ・今回出てきた意見を反映させたイベントなどの企画、法律の制定
- ・法律や条例を県民と作成 ・多様性憲章をつくり、企業等の団体に参加を広げてほしい
- ・県の取引先が人権を守ることを委託発注のインセンティブにしていくこと（経済的インセンティブがないと企業は動かない） ・外国人の参政権 ・正しい情報発信（ポジティブ） ・情報発信
- ・NPO 等の参入するハードルを下げてほしい。 ・ふれあいの場の提供（できれば組織へ無償で）
- ・警察など、公務員への人権研修 ・多様な人事
- ・「人権課題」「人権尊重」の言葉が難しい。ポップにできないか。
- ・市議会などの場に、子どもが入って意見を言うための機会があると良いかと
- ・人権教育を外部 NPO などと一緒にできるように教育に予算を付ける
- ・人権課題の啓発、教育についての催しに参加すると、県民税が減税されるなどのインセンティブを法制化する ・外国人を受け入れるための法律をつくる

- ・子どもが主体となって考える法律をつくる ・地域差別がないように外国人に対する対応をしてほしい。
- ・今回の学びを次に活かすためのツールや手法の開発、実践→ふりかえり。次につなげる場づくり
- ・マイノリティと呼ばれる人たちが、もっと暮らしやすくなるようにしてほしいです。
- ・国際学校を設立されたことを高く評価しています。今後も外国にルーツを持つ子どもに対する支援の充実をお願いします。
- ・外国人の子どもに就学義務がなく、保護者が手続きをしない限り就学できないという現状（熱心に取り組んでいる市町もありますが、地域差があります）不就学の子どもたちは地域につなげられず、ヤングケアラーになっていたとしても、どう社会が介入できるのでしょうか。なかなか個人では叶えられない制度に県から取り組みを行ってほしいです。
- ・市町村が積極的に学校や地域コミュニティと関わってほしい。 ・地域交流の場をつくる
- ・理念的なことを具体的な実施に落とし込んだ政策を実施してほしい。
- ・せめて愛知県内だけでも、外国籍の子の学ぶ権利を守れるよう、各市町村に対応させたり県主導で何かしてほしいです。
- ・相談窓口を利用しやすくしてほしい ・関連法規見直しに向けての国への提言
- ・「人権擁護先進地域」という宣言をして、職員を増やし、予算を講じてほしい。
- ・人権の制度をもっと作ってほしい。
- ・教育、法律の制定 ・居場所づくりの支援
- ・実効性のある人権プランになることを希望します。相談事業についても、実効性があるものにしていただきたい。
- ・ワークショップに職員を送り込んでください。
- ・他県（関西）のように積極的に部落問題について、発信してほしい。LGBT は、中高年への教育（情報発信）が必要。
- ・人権に詳しい人材育成をしてほしい。
- ・人権プラザのような情報発信、交流、学習、調査施設を設置してほしい。
- ・企業、学校等とも連携してほしい。

【本県の対応】

差別禁止・罰則については、条例策定時の状況を踏まえ、規定してありませんが、引き続き、状況を注視していきます。相談や実態調査については、15 ページ・16 ページにおいて記載しましたが、より一層、充実に努めます。パートナーシップ制度（ファミリーシップ制度）は、24 ページに導入に向けた記載をしました。インターネットモニタリング事業についての成果等を周知する旨、18 ページに記載しました。企業等に対する取組は、12 ページ・13 ページに記載しましたが、今後、具体化させていきたいと考えています。情報発信については 10 ページに、NPO 等と協働した取組を行う旨については 16 ページに記載しました。職員等に対する研修は 13 ページ・14 ページに記載しました。他にも、様々な御提案をいただきました。対応するには時間がかかるもの、あるいは、現状では対応することが難しいものもありますが、御提案の趣旨を踏まえながら、施策を検討していきます。

●当事者

- ・当事者の声が反映される内容にしてほしい。
- ・コミュニティへの支援 ・当事者との交流の場
- ・弱い人の声をきく機会を増やしてほしい
- ・人権課題について NPO 支援、困っている方々の話を聞く
- ・夜間中学校の設置について。当事者のニーズに寄り添った形で実現していただきたいです。
- ・当事者の声を聞く ・当事者の声に耳を傾けてほしいです。
- ・障がい者向けのもの、障がい関係のもの

【本県の対応】

当事者の声は、プラン策定においてもお聞きしましたが、今後も、引き続き、耳を傾け、施策に反映していきたいと考えており、その旨、16 ページに記載しました。

● 具体的な提案

1 参加型人権教育ファシリテーター養成

＜目的＞ 担い手を増やし、様々な現場における人権教育を進める

- ① 参加者が考えた原因：教育と学習の欠如、教育と知識の不足、無知・無関心
- ② 参加者が考えた方策：人権推進の仕組み・機関の設置（人権についてのファシリテーター養成（専門資格））、教育・実践（正しい人権教育を指導する）、学校教育現場の改革（授業のやり方を変える）
- ③ 具体的な提案：参加型人権教育ファシリテーター養成講座開催と担い手認定制度
 - ・知識理解・啓発系の“人権についての教育”だけでなく、参加体験型学習により人々の行動変容を促す“人権のための教育”を行うことは、人権感覚を育成するために効果的であるとされています。
 - ・そのため、参加体験型学習の進行役であるファシリテーターを養成する講座を企画・実施し、修了した受講者を県認定の担い手として、その人数を増やしていきます。
 - ・学校、会社、地域など様々な場にファシリテーターを派遣することで、人々の人権感覚醸成と行動変容を促すことができ、次の2つ目の提案の担い手としても活躍を期待できます。

2 人権学習出前講座リスト冊子作成

＜目的＞ 人権教育への取り組みのハードルを取り除く

- ① 参加者が考えた原因：教育と意識の欠如（人権教育を十分に受けていない、教師側の認識・知識不足）
- ② 参加者が考えた方策：人権教育・啓発活動（教育につながるシステム、学ぶ機会をつくる）
- ③ 具体的な提案：学校向け愛知県人権学習プログラム出前授業一覧
 - ・NPO、企業、自治体、個人などの様々な主体が実施する人権学習プログラムメニューを一冊の本にまとめ、愛知県内の学校に配布します。
 - ・学校側は関心のあるプログラムを選び、愛知県に申込み、出前授業を受け入れ実施します。学校は生徒児童にあったテーマを外部の力を借りて実施することができます。

3 人権啓発キャラバン事業の継続・拡充

＜目的＞ 人権課題について考える機会をつくる

- ① 参加者が考えた原因：偏見や根拠のない認識（自分との違い、違いに着目し違うことを認めない）
- ② 参加者が考えた方策：イベント・ワークショップの開催（人権についての学びの場の創出）
- ③ 具体的な提案：人権施策の実施状況をふまえた人権啓発キャラバンネクスト
 - ・今年度の人権啓発キャラバン事業をさらに発展させた人権課題を深掘りする取り組みが必要です。
 - ・あいち人権推進プランでは人権施策の実施状況を「あいち人権施策年次レポート」にまとめて公表することが定められています。人権施策の実施状況を確認し、施策の効果の表れが弱い人権課題を重点的に人権啓発キャラバンのテーマとして取り上げ、県内各地（ワークショップ未実施の地域を優先して開催）で実施することで、より効果的な啓発事業を実現できます。

4 当事者・支援団体のつながり創出

＜目的＞ 当事者、支援団体が直接対話する機会を創出し、ゆるやかにつながりあう

- ① 参加者が考えた原因：偏見と根拠のない認識、間違った情報による誤解や不安
- ② 参加者が考えた方策：対話・コミュニケーションの促進、コミュニティ構築
- ③ 具体的な提案：当事者・支援団体が集まり対話型・交流イベントの当事者団体等実行委員会形式による定期開催
 - ・人権課題に係る偏見を減らし、相互理解を深めることを目的に、当事者と支援団体等が直接対話し交流する機会（交流イベント）を定期的に開催します。
 - ・本交流イベントは属性や分野を超えた多様な団体・個人の参加を得て実行委員会形式で企画を考え、運営を担うことで、当事者・支援団体間のゆるやかなネットワークをつくることもめざします。

【本県の対応】

ファシリテーターの育成及び研修プログラムについては11ページに、施策の効果の表れが弱い課題について重点的に県民の意見を伺う旨は40ページに、当事者・支援団体のつながりについては38ページに記載しました。提案どおりに対応することは難しいものもありますが、趣旨を踏まえながら、施策を検討していきます。

あいち人権推進プラン

希望にあふれた豊かで明るい未来に向けて

2024 年 3 月

愛知県県民文化局人権推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話：052－954-6167

FAX：052－973-3582

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>